

令和2年度一般会計歳出 第 9 款 2 項 1 目 12 節(1) 委託料

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 資源循環局施設課設備係 電話 TEL 671-2543
------	-----------	-----	--

## 設 計 書

- 1 委 託 名 保土ヶ谷工場における燃やすごみ中継輸送業務委託（保土ヶ谷輸送）
- 2 履 行 場 所 保土ヶ谷区狩場町355番地 ほか
- 3 履 行 期 間 期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 （ 月 日 時 分、場所 ）
- 7 委 託 概 要 本委託は、資源循環局保土ヶ谷工場に搬入される燃やすごみを、  
輸送車両に積替え、本市の指定した搬入施設に運搬を行う  
中継輸送業務を委託するものである。

横浜市資源循環局

8 部 分 払

■ す る (12回以内)

□ し ない

部分払の基準

【確定数量分】

名称	履行予定月	金額
直接人件費 等一式 (直接人件費、消耗品等、業務管理費、一般管理費)	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※税抜き総額の12分の1を1か月分の金額とし、小数点以下は切り捨てとする。

※税抜き総額との差額分が生じた場合、差額分については3月履行分の支払に加算する。

【概算数量分】

名称	数量	単価	金額
人件費・燃料	(保土ヶ谷輸送～ 鶴見工場)	( 2,356 ) 回転	( )
	(保土ヶ谷輸送～ 旭工場)	( 2,650 ) 回転	( )
	(保土ヶ谷輸送～ 金沢工場)	( 5,741 ) 回転	( )
	(保土ヶ谷輸送～ 都筑工場)	( 3,975 ) 回転	( )
タイヤ購入及び交換費	( 35 ) 本		( )
有料道路 利用料	(保土ヶ谷輸送～ 鶴見工場)	( 4,712 ) 回	( )
	(保土ヶ谷輸送～ 金沢工場)	( 11,482 ) 回	( )
	(保土ヶ谷輸送～ 都筑工場)	( 7,950 ) 回	( )

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

ただし、有料道路利用料は消費税含む。

概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委託代金額

¥ ( )

内 訳

..... 業 務 価 格 ..... ¥ ( )

..... 消費税及び地方消費税相当額 ..... ¥ ( )

..... 有料道路利用料 ..... ¥ ( )

横 浜 市 資 源 循 環 局

## 委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
<b>保土ヶ谷工場における燃やすごみ中継輸送業務委託(保土ヶ谷輸送)</b>						
直接人件費						
運転管理業務 (現場責任者)			人			
運転管理業務 (車両誘導)			人			
運転管理業務 (場内清掃)			人			
運転管理業務 (クレーン操作・保守整備)			人			
運転管理業務 (クレーン操作)			人			
小計						
直接物品費						
消耗品等		1	式			
人件費・燃料 (保土ヶ谷輸送～鶴見工場)		( 2,356 )	回		(            )	
人件費・燃料 (保土ヶ谷輸送～旭工場)		( 2,650 )	回		(            )	
人件費・燃料 (保土ヶ谷輸送～金沢工場)		( 5,741 )	回		(            )	
人件費・燃料 (保土ヶ谷輸送～都筑工場)		( 3,975 )	回		(            )	
タイヤ購入及び交換費		( 35 )	本		(            )	
小計					(            )	
<b>I 直接業務費</b>					(            )	
業務管理費		1	式			
<b>II 業務原価</b>					(            )	
一般管理費		1	式			
<b>III 業務価格</b>					(            )	
<b>IV 消費税相当額</b>					(            )	
有料道路利用料 (保土ヶ谷輸送～鶴見工場)		( 4,712 )	回		(            )	
有料道路利用料 (保土ヶ谷輸送～金沢工場)		( 11,482 )	回		(            )	
有料道路利用料 (保土ヶ谷輸送～都筑工場)		( 7,950 )	回		(            )	
小計					(            )	
<b>V 業務委託料</b>					(            )	

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

# 保土ヶ谷工場における燃やすごみ中継輸送業務委託（保土ヶ谷輸送）仕様書

## 1 委託内容

本委託は、横浜市保土ヶ谷区狩場町355番地所在、横浜市資源循環局保土ヶ谷工場（以下「保土ヶ谷工場」という。）に搬入される燃やすごみ（以下「ごみ」という。）を積み替え、指定した搬入施設へ運搬する中継輸送業務である。

業務履行にあたっては、横浜市（以下「本市」という。）の設備を、受託者が適切に運転保守管理し、業務を遂行するものとする。

また、ごみ中継輸送業務は、搬入施設を随時変更することで焼却工場の安定稼働を図ることを目的としている。

## 2 履行期間

本委託の履行期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの月曜日から土曜日（祝日も含む）とし、日曜日及び年末年始業務休止期間（12月31日～1月3日）を休日とする。

ただし、本市からの指示があった場合は、日曜日や年末年始業務休止期間であっても、履行日とする。

## 3 処理量

保土ヶ谷工場の設備を使用し、保土ヶ谷工場に搬入されたごみを大型破砕車へ積み換え、下記の予定運搬量を搬入施設へ運搬すること。

受託者は工場のピットが毎週木曜日に空の状態になるように、搬入施設へ運搬するように対応すること。

ただし、車両故障や後述10(3)エで定める法定点検及び車検等により、稼働できる車両が十分に使用できない場合など、やむを得ない理由により運搬できない場合はその限りではない。

なお、下記参考実績の通り保土ヶ谷工場から運搬するごみ量は、季節変動等による搬入量の増減がある。

また12月20日頃から翌年1月10日頃までの年末年始期間については、ごみの搬入量が增大するが、後述10(2)ア(キ)に定めるピットワークを行えるよう、運搬を行うこと。

### 【令和2年度 保土ヶ谷輸送 予定運搬量（概算）】

14,722回転

※ 搬入施設1往復を1回転とする。

また保土ヶ谷工場へのごみの搬入量によっては、回転数が増減することがある。

### 【参考実績】

平成30年度月別搬入量（年間合計搬入量：約85,373t）

単位：t（整数未満四捨五入）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7,266	7,521	7,495	7,246	6,757	6,919	7,725	6,916	7,277	6,966	6,242	7,043

※ あくまでも参考値とする。また、搬入量については整数未満四捨五入処理をしているため、年間合計搬入量と4月～3月までの月別搬入量の合計値は、一致しない場合がある。

#### 4 設備等の構成

##### (1) 中継設備

###### ア 受入設備

- (ア) 投入ステージ（シャッター、エアカーテン、投入扉含む）
- (イ) ごみピット室
- (ウ) ごみ供給クレーン

###### イ ごみ積替装置

- (ア) 受入ホッパ
- (イ) 供給装置
- (ウ) 排出装置
- (エ) 排気装置

###### ウ その他設備（脱臭装置、消臭剤噴霧装置）

###### エ 各機器に付属する電気設備

##### (2) 輸送車両 18 台

###### E T C 装置搭載

＜別添 1＞「輸送車両・中継設備図面」参照

ア 輸送車両は全て、自動車任意保険（対人対物無制限）に受託者の負担において加入し、保険証券の写しを速やかに本市へ提出すること。

なお、車検及び車検に係る重量税、自賠責保険及び法定点検については本市の負担とする。

イ 車両の返却及び入れ替えがある際は、本市の指示のもと受託者の負担で行うこと。

ウ 受託者は、着脱可能なマグネットシートを用いて貸与された全ての車両に社名（1 文字あたり、縦 9cm、横 7cm とし、横書きでバランスよく）を本市の指示する場所に明示すること。

なお、マグネットシートは受託者の負担での用意とするが、高速道路での走行に耐えられ、社名が確認しやすい色・デザインとし、毎日の作業開始前に車両に貼り付け、作業終了後は取り外すこととし、劣化した場合は新品と交換すること。

また、必要に応じて配付する本市施策の推進・啓発のためのマグネットシート等も同様に明示すること。

##### (3) ドライブレコーダー

輸送車両にドライブレコーダーが設置されている場合は、以下の通り運用すること。

ア 本市の許可なく、データの閲覧、複写及び加工を行わないこと。

イ 本市の許可なく、ドライブレコーダー本体に装着した記録媒体の持ち出しを行わないこと。

ウ 輸送車両の運転手は、車両を離れる際は常に車両を施錠すること。

エ ドライブレコーダーは輸送車両の運行中、常時稼働させること。ただし、ドライブレコーダーの故障等により、ドライブレコーダーが正常に動作しない場合は、その限りではない。

オ ドライブレコーダーの動作に異常がみられる場合は、速やかに本市担当者に報告すること。

カ 本市からドライブレコーダーの運用について指示があった場合は、指示に従うこと。

#### 5 本委託に適用する仕様書等

受託者は、別紙「適用する仕様書等（委託）」の本業務に関することについて遵守すること。

## 6 業務従事者

- (1) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に行うために、次の資格を有した人員（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
  - ア 安全運転管理者（道路交通法）
  - イ 大型自動車運転免許（道路交通法）
  - ウ 整備管理者（道路運送車両法）
  - エ 安全衛生推進者（労働安全衛生法）
  - オ 酸素欠乏危険作業主任者（労働安全衛生法）
  - カ 玉掛け作業主任者（労働安全衛生法）
  - キ クレーン・デリック運転士免許（労働安全衛生法）
- (2) 受託者は、業務従事者が代わった場合について、「業務従事者選定通知書」及び前述 6（1）で定めた資格の証明書類の写しをその都度本市に提出すること。
- (3) 受託者は、業務従事者について本市が本業務遂行上不適格と判断した場合、速やかに本業務から離し、代行者として本市の確認を受けた者を従事させること。

## 7 現場責任者の責務

- (1) 現場責任者は、搬入施設へのごみの運搬業務は行わず、現場総監督者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理すること。

また、携帯電話等により必ず連絡が取れる体制及び緊急事態発生時等にはすぐに現場へ行く体制を整えること。
- (2) 現場責任者は、契約書・仕様書・設備内容・搬入計画等を熟知し、本市との連絡を緊密に取りながら委託業務を適正かつ円滑に遂行するものとする。

また、本市との車両に関わる事項については現場責任者が対応を行うこと。
- (3) 現場責任者は、定められた時間内に業務が終了しない恐れがある場合や終了しなかった場合には、速やかに本市及び施設管理者に連絡を行い、協議すること。
- (4) 現場責任者は、本市から指示があった場合は速やかに本市を訪れ、連絡・調整等を行わなければならない。
- (5) 責任者は、苦情処理や事故対応等、市民と接する場合には親切丁寧な対応に努めること。

## 8 施設の使用

受託者は、本業務に必要な施設については、本市の指示する施設を使用することができる。

保土ヶ谷工場へは、自家用車（オートバイを含む）での通勤は原則として禁止するが、目的外使用許可申請を行い、本市が許可をした場合はその限りではない。ただし、申請を行える台数は原則車両 11 台分までとし、許可された場合は本市が定める使用料を別途指示する方法で支払うこと。

業務で必要な車両（連絡車）を保土ヶ谷工場内に駐車する場合は、別途本市の許可を得ること。その際には、その車両が受託者の車両であることがわかるよう、使用者又は所有者が受託者の名称となっている「車検証の写し」を本市に提出すること。

また、本市は駐車場で起きた事故等には一切責任を負わないこととする。

## 9 機器類の無償貸与

本市は、本業務に必要な機器類（輸送車両等）を以下のとおり、受託者に無償貸与するものとする。

- (1) 受託者は、本市所有または本市所有施設に付属する機器類を使用して業務を行う。
- (2) 受託者は、貸与機器類を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸与機器を転貸、担保に供し、又は委託業務以外の用途に供してはならない。
- (3) 受託者は、貸与機器類が滅失、紛失又は破損した時は、ただちに報告書及び確認がとれる写真を本市に提出しなければならない。この場合において、受託者は本市の指示するところにより受託者の負担において修理し、又はその損害額を弁償しなければならない。
- (4) 天災等による損害については、双方協議して定めるものとする。
- (5) 受託者は、貸与機器類の引き渡しを受けた時は、速やかに機器類の借用書を本市に提出すること。

## 10 中継輸送業務

### (1) 共通事項

#### ア 連絡調整等

受託者は、毎日の作業開始前に、搬入計画等の本市の指示する事項の連絡や打ち合わせを行うこと。

また、本市が搬入計画等の指示をした場合には、これに従うこと。

#### イ 作業時間

作業時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、作業開始及び終了時間を厳守すること。ただし、作業開始及び終了時間を変更する場合がある。

なお、年度当初や年末年始などのごみ量が増加する時期などは、搬入が作業時間外になることがあるが、その場合には、本市と事前協議を行うこと。

#### ウ 操業停止時の作業

受託者は施設の故障等により輸送業務が行えない場合について、輸送車両の点検や洗車等を行うこと。

#### エ 荒天時の作業

受託者は、台風や降雪などの荒天時においても運搬業務を行える体制を構築すること。また、当日の作業状況について、業務開始前及び途中経過を本市、施設管理者へ報告すること。

なお、荒天が当日中に回復し業務を再開できる状況になった場合は、あらためて報告を行ってから業務の再開を行うこと。

### (2) 中継設備運転業務

#### ア 業務内容

##### (ア) 始業前点検

受託者は、本市が指定する日常点検表ならびに必要な項目について、点検を行うこと。（〈別添2〉「保守点検リスト」参照）

##### (イ) 投入ステージの開閉

受託者は、収集車が搬入できるように、搬入開始までに収集車両を誘導するための案内表示盤の操作及び投入ステージ内のシャッターを開け、業務終了後にはシャッターを閉めること。

##### (ウ) 収集車両の誘導及び搬入されるごみの監視・報告

受託者は、作業時間中は常に投入ステージに人員を配置し、収集車がごみピットに排出しやすいように誘導すること。

また、ごみピット内に所定のごみ以外の危険物・異物が投入されていないか監視し、危険物・異物の投入等があった際は即座に本市に報告すること。

(エ) ピット転落・火災等の監視

受託者は、ごみピット内への転落事故や火災が発生した場合には本市の指示のもと、迅速な対応を行うこと。

(オ) ピット内調整

受託者は、収集車が、収集したごみを排出する際に支障が無いよう、ごみ供給クレーンを使用し、ピット内のごみの高さをスロープ以下にすること。年末年始期間などは搬入量が増加するため、クレーンの操作人員を増やすなど、適切な対応をすること。

(カ) ごみ積替装置への供給作業

受託者は、ごみ積替装置に、ごみピット内のごみをごみ供給クレーン（1号から3号の3基）を使用し、ホッパーに定量的に供給を行う。輸送車両1台あたりの積載量は、概ね5.8tとする。ただし、最大積載量である6.0tは超えないようにすること。

(キ) ピットワーク

受託者は、2つのピットを交互に使用することとし、搬入されたごみの腐敗防止に努めること。また、ピット底部に堆積したごみの長期滞貨を防ぐため、毎週木曜日で概ね空の状態とする。

(ク) 各装置の作動確認事項

受託者は、操作中は常に設備の監視を行い、輸送車両からのごみこぼれ等の異常があれば調整・除去及び本市への報告等を行うものとする。

なお、本作業は輸送車両の運転手がエプロンコンベヤと輸送車両の接合部付近で行うこと。

(ケ) 点検設備等周辺の清掃

受託者は、機器及び設備の周辺について、埃、汚れ等により機器の故障を誘発しないように清潔な環境を保つこととし、毎日の作業時間内に各機器、作業場等の清掃を速やかに行うこと。特に、機器の稼動部や潤滑部に堆積したごみ、埃等は機器故障の原因になるため、毎日清掃を行うこと。

なお、投入ステージの清掃は転倒防止及び臭気対策として午前、午後各1回以上行い、投入ステージの側溝部分（グレーチング）の清掃は週に2回以上行うこと。

設備及び周辺においては投入時にバケットから漏れたごみや、供給装置周辺の通路や屋根に落ちたごみは速やかに除去することとする。

また、清掃に必要な消耗品等については、受託者の負担で用意するものとする。

イ 運転操作

受託者は、設備機器の運転について、「取扱説明書」等に従い適正に操作する。

(ア) ごみ供給クレーン

a つり荷の斜め引き操作による地切りは、ワイヤロープの切断やジブの折損及び荷揺れ等の恐れがあるため行わない。

b クレーンを全速から急激に停止させる運転や、いきなり全速にノッチを入れる運転は行わない。

- c 電動機が慣性で回転している時は、危険を回避する目的以外で逆転制動を行わない。逆転制動は、クレーンの機械部分や構造部分に大きな衝撃が掛かるため、クレーンを逆方向に運転する時は電動機が停止してから逆転しなければならない。
- d 巻上げを過巻防止装置によって停止させてはならない。  
また、巻下げる時は巻下げ過ぎないように注意すること。
- e 定格荷重（1・2号機：6.8t、3号機：4.5t）を超過しないこと。
- f 作業終了時はワイヤロープを調整し、クレーンを垂直に保つこと。

(イ) ごみ積替装置

受託者は、供給装置及び排出装置にアーチングが発生しないようにごみを供給すること。  
また、アーチングが発生した場合には施設管理者及び本市へ連絡するとともに解除すること。

(ウ) 脱臭装置

受託者は、本市が指示した場合を除き、作業開始時及び終了時に脱臭装置、消臭剤噴霧装置、エアカーテン等の稼働及び停止を行うこと。

なお、装置に使用する薬剤及び活性炭の購入や再生は本市が行うものとする。

ウ 点検業務等

受託者は、設備等を適正に運転管理するために、日常点検（始業前、終業点検）及び定期点検作業を行うこと。このとき、＜別添2＞「保守点検リスト」の項目を中心に点検し、関連する周辺部分の異常もあわせて確認を行った上、点検結果を本市へ提出すること。

なお、異常を発見した場合は速やかに対処し、作業の遅延等の無いよう処置すること。

また、本市が必要と考えるものは別途実施すること。

(ア) 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、受託者の実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- a 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- b 取り付け不良、動作不良、ずれ等がある場合の調整
- c ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- d 次に示す消耗部品の交換及び補充

ランプ類（高さ3.5m以下に限る）	フィルター類
ヒューズ類	乾電池類
パッキン、Oリング類	潤滑油、グリス、充填油等

- e 接触部分、回転部分等への注油
- f 軽微な損傷がある部分の補修
- g 塗装（タッチアップペイント）、その他の部品補修、その他これらに類する作業
- h 消耗品、支給材料の在庫管理

(イ) 日常点検

受託者は、運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、毎日点検を行うこと。主として目視、触感、調整及び記録、油漏れ確認、指定箇所の注油脂、可動部分の動作確認、ランプの点灯確認、各制御スイッチ類の動作確認、オイル量（オイルタンク内）確認等の作業である。

(ウ) 定期点検

受託者は、機器及び設備の損傷、腐食及び磨耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週間、1箇月等の期間を定めて点検を行うこと。主として測定、調整、分解清掃及び記録等の作業である。受託者は本点検により、経年変化等により今後修繕等が必要となる部位を本市へ報告する。

(エ) 臨時点検

受託者は、故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するため、日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業を行うこと。

エ 機材等

本業務に必要な工具・材料・油脂等は、全て受託者の負担で準備し、受託者の責任・管理のもと運用する。本市が使用するものを指定した場合には受託者は指定のものを準備し、使用すること。

オ 修繕等の範囲

(ア) 軽微な故障の対応

軽微な故障とは、特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的支援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる故障を指し、これにより正常に機能しない場合は、受託者は速やかに処置し本市に報告するものとする。

(イ) 故障、事故時の対応

軽微な故障以外で正常に機能しない場合、速やかに報告し本市により修理するものとする。

ただし、受託者の操作ミス等に起因する故障や、破損事故については本市、受託者で協議の上、原因者の負担で修理を行うものとする。このとき、修理に関するメーカーへの依頼は本市が行うものとし、受託者の単独判断による手配は禁止する。ただし本市が指示した場合はこの限りではない。

カ 故障修理中の運転操作

本市または、メーカーによる故障修理や調整の際に、動作確認が必要な場合は、本市の指示により受託者が操作する。

キ その他主要機器の仕様

(ア) ごみクレーン

型式	電動油圧式クラブバケット付天井走行クレーン
定格荷重	1・2号機：6.8t、3号機：4.5t
クラブ自重	1・2号機：約8.0t、3号機：5.0t
走行距離	約90m
径間	20.7m
揚程	31.6m
操作方式	遠隔操作
数量	3基（1、2、3号クレーン）

※天井クレーン5t以上が運転出来る資格（クレーン・デリック運転士免許等）

## (イ) 脱臭装置 (1)

処理風量	20,000m <sup>3</sup> /h
運転時間	24 時間運転
臭気組成	排気ガス及び都市ごみにより発生する臭気
吸着剤	椰子殻活性炭
電動機	3 φ 400V、18.5kW
運転操作場所	現場

## (ウ) 脱臭装置 (2)

処理風量	36,000m <sup>3</sup> /h
運転時間	中継設備運転時
臭気組成	排気ガス及び都市ごみにより発生する臭気
吸着剤	椰子殻活性炭
電動機	3 φ 400V、75kW
運転操作場所	現場、遠方 (投入ステージ内)

## (エ) 脱臭装置 (3)

処理風量	44,000m <sup>3</sup> /h
運転時間	定時タイマー運転
臭気組成	排気ガス及び都市ごみにより発生する臭気
吸着剤	椰子殻活性炭
電動機	3 φ 400V、55kW
運転操作場所	現場、遠方 (中央操作盤)

## (オ) 投入扉・油圧ユニット

寸法	1,940mm×5,900mm × 2 枚	
重量	1,086kg/枚 × 2 枚	
油 圧 ポ ン プ	型式	TCP5-L80-MR1-A
	定格圧力	17.5MPa
	最高圧力	21MPa
	容量	80cm <sup>3</sup> /rev
	電動機	3 φ 400V、11kW × 2 台
油タンク容量	450 ℓ (実容量 489 ℓ)	
作動油	コスモオルパス 46 (コスモ石油製)	
運転操作場所	現場 (投入扉前)、遠方 (投入監視室内)	

## (3) 中継運搬業務

## ア 業務内容

## (ア) 始業前点検等

## a 車両

受託者は、道路運送車両法第 47 条の 2 第 2 項により、同法第 48 条第 1 項第 1 号に掲げる自動車について別表第 1 (事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準) で定める日常点検を

行い、その点検結果を記録する。さらに必要に応じて修繕を行うなど安全作業に努めることとする。

b 架装

受託者は週一回、架装部分への手動給脂を実施し、正常な動作を維持するよう努めること。

また、車両課点検時において指摘があった事項に関しては速やかに対処すること。

なお、点検結果は本市が提出を求めた場合に提出を行えるよう保管すること。

(イ) 輸送車両へのごみの積込み

受託者は、積込みの際、エプロンコンベアと輸送車両の接合部分で監視を行い、適正に積込みを行う。

また、異物等があった場合は本市に報告する。

なお、積込み作業中に中継設備、車両および接続装置に破損等が発生した場合は受託者の責任において現状復帰するものとする。特に接続装置の破損については、車両側インターロックの動作に関わらず受託者の責任とする。

(ウ) 積載量

1回あたり積載量は、概ね5.8tとする。ただし、最大積載量である6.0tは超えないようにすること。また、搬出時の計量確認は工場内計量装置により行うこと。

なお、当該車両に過積載が認められた場合には、受託者の責任において速やかに積荷を降ろし、過積載を解消すること。

(エ) 運搬

a 受託者は、本市から定期的に提示する搬入計画に必要な人員を確保すること。

搬入計画の変更については原則として、当該日の1週間前には連絡することとするが、緊急時等の変更についても対応すること。

また、本市が指示した場合、受託者は人員体制の計画を本市に提出すること。

b 受託者は、運搬の際、定められた手法にのっとり消臭剤を噴霧すること。なお、薬剤の購入は本市が行うものとする。

c 受託者は、運搬の際、後部スライドカバーを必ず閉じること。

d 受託者は、重量その他安全走行の確認が終わった後、保土ヶ谷工場を出発し、搬入施設へ運搬する。

保土ヶ谷工場から運搬を行う搬入施設は以下の4工場とするが、搬入施設への運搬は搬入計画等の本市の指示に従うこと。

なお、搬入施設及び搬入施設別予定運搬量は以下のとおりとする。

名称	所在地	搬入施設別予定運搬量
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地1	2,356 回転
旭工場	旭区白根二丁目8番1号	2,650 回転
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地1	5,741 回転
都筑工場	都筑区平台27番1号	3,975 回転

ただし、保土ヶ谷工場へのごみの搬入量や、搬入施設のピット残及び突発的な事故等により搬入施設別予定運搬量に変動がある。

e 受託者は、運搬の際、搬入施設まで後述 10（3）ア（オ）で定めた有料道路を利用し、法定速度の遵守など、道路交通法等関係法規を遵守し、保土ヶ谷工場及び搬入施設では構内速度や搬入経路を遵守するとともに、安全運転を心掛けること。

また、運搬経路について<別添 3>「通行禁止道路図」を遵守すること。

f 受託者は、運搬の際、汚物や汚水が道路上にこぼれないようにするとともに、騒音や振動により運搬経路周辺の住環境に支障をきたさないよう、十分注意すること。

g 受託者は、搬入施設への搬入時及び計量時、他の収集運搬車両等に留意し、搬入施設の構内作業基準等及び指示に従うとともに、係員がいる場合はその指示に従うこと。

また、計量装置で重量を計り、係員の指示に従い、ごみを排出後、再度計量し計量伝票を受領すること。計量時に使用する IC カードは本市が貸与する。

なお、受託者が IC カードを紛失・破損した場合は、速やかに本市へ連絡するとともに、実費弁償するものとする。

#### （オ） 有料道路利用

受託者は、搬入施設（旭工場を除く）への運搬は、往路・復路共に ETC 無線走行にて有料道路を利用すること。また、有料道路利用経路は以下とし、最短経路を走行するものとする。

鶴見工場	永田 ⇄ 生麦
金沢工場	狩場 ⇄ 並木
都筑工場	狩場 ⇄ 港北

上記以外の利用経路は認めないものとする。

ただし、有料道路を効率的に利用できない場合はこの限りでないが、市民等の迷惑にならないように走行し、本市から経路について指示があった場合は、これに従うこと。

有料道路利用料は ETC カードを用いて受託者にて支払いを行うが、受託者からの請求により、本市が負担するものとする。

受託者は、本業務でのみ使用する ETC カード契約を行い、各車両専用の ETC カードを作成すること。

なお、速やかに、車両番号と専用の ETC カード番号が記載された一覧表及び ETC の契約関係書類の写しを提出すること。

#### （カ） 搬入時間

搬入施設の搬入時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分とする。

やむをえず搬入時間を過ぎる場合は、本市、施設管理者と調整し搬入するものとする。

#### （キ） 洗車

受託者は、運搬業務終了後に、指定場所において当日使用した全車両の、ホッパー部及び荷箱内部を念入りに洗車し、荷箱の扉等を開け乾燥させること。

各車両は、原則としてごみを積置きしないこと。やむを得ずごみを積置きする場合は、本市の許可を必要とする。

また、前日の積置等で洗車を行わなかった車両については、翌稼働日の作業終了後に必ず洗車し乾燥させること。

なお、洗車に必要な消耗品等については、受託者の負担で用意するものとする。

## イ 運転操作

受託者は、車両の特殊装備部分の操作について、「取扱説明書」等に従い適正に行うこと。

## ウ 消耗品等の範囲

消耗品等の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 輸送車両の運行に必要な燃料及び下記一覧表に記載されている消耗機材については、受託者の負担・責任で補給するものとする。
- (イ) 受託者は、タイヤの残溝が3.2mm未滿または、タイヤが著しく劣化及び使用不可とならないよう、新品タイヤに交換すること。  
タイヤ交換を行う際は、事前に本市に連絡し、承諾を受けたのち、本市の敷地内で行うこと。  
タイヤ交換を行った際は、タイヤ交換を行ったとわかる写真、伝票、書類等を控えておき、本市に提出すること。  
また、タイヤに偏摩耗を起さないために、タイヤローテーション及び本市への報告を随時行い、車両ごとに摩耗状況を均一にするように努めること。  
なお、受託者は法定点検及び車検時等も含め、履行期間中に本市がタイヤ交換及びローテーションの指示をした場合は、これに従うこと。  
また、受託者は、本市が行ったタイヤの残溝のチェック報告書について、誤りがないか確認すること。
- (ウ) 輸送車両のエンジンオイル（JASO DH-2）及びオイルエレメントは、原則として走行距離25,000km又は稼働から6箇月が経過した時点で交換を行う。  
また、交換を行ったとわかる伝票、写真、書類等を控えておき、本市に提出すること。  
ただし、本市が指示した場合はこの限りではない。

消耗品等一覧表	
①	タイヤ
②	油脂類（グリス）
③	エンジンオイル
④	エンジンオイルフィルター
⑤	灯火類 ストップランプ球（LED球）、ターンシグナル球（LED球）、ヘッドランプ球、ナンバー球、フォグランプ球、ドアステップ灯、車幅灯、室内灯、後退灯（バックランプ）、荷箱作業灯

- (エ) リースアップした車両の返却の際には、前述の「消耗品等一覧表」に記載する消耗品等を確認し、返却に必要な燃料等は補充しておくこと。
- (オ) 次年度受託者が、次年度稼働開始日から車両が稼働できるように消耗品等を補充しておくこと。
- ## エ 法定点検及び車検時等の対応
- (ア) 法定点検及び車検時等には、受託者の負担で本市の指定する施設へ車両を持ち込むこととする。  
なお、法定点検及び車検時等には車両を使用する必要があるが、燃料等は受託者の負担とする。
- (イ) 受託者は、法定点検及び車検時等に、各種点検に支障が無いよう、車両を念入りに洗車した状態で持ち込むこととする。さらに必要書類（車検証、定期点検記録簿等）の提出をすること。ま

た、タイヤの残溝については3.2mm以上、燃料は満タンにし、エンジンオイル及びオイルフィルターの交換を行うこと。

(ウ) 各種点検の日程については、本市の指示する日程とする。

(エ) 車両持込時においては、本市の車両確認検査を受けるものとする。

なお、ボディ及びバンパー等に傷がある場合は、受託者の責任においてこれを修理する。

(オ) 受託者は、車両故障時において、本市の指示に従い速やかに対応するものとする。

#### オ 修繕等の範囲

(ア) 車両（荷箱含む）の修繕（走行中の飛石による破損等含む）は、原則として受託者が行う。また、受託者の過失が認められるもの（交通事故及び自損事故含む）は、本市の指示のもと受託者の責任において修理する。

なお、いかなる傷等も受託者の責任において現状復帰するものとし、作業前、作業中、作業後の修繕箇所及び車両番号を撮影し、本市に報告書を提出すること。

(イ) 車両等の適正な運行の下、経年劣化により修繕が必要と本市が認めたものについては、別途協議する。

#### カ 車両確認について

業務履行終了前に、本市、受託者双方立会いのもと車両の不具合等の確認を行うこと。

#### キ 緊急時の搬送替え

受託者は、突発的な事故等により搬入施設に運搬ができない場合について、本市の搬送替えの指示に従うこと。

## 11 安全作業

(1) 受託者は、業務上危険が伴う作業においては、業務従事者に対し常に労働安全の指導と向上を図り、事故の防止に努めなければならない。

(2) 本市の責任によらない作業中の事故（人身事故を含む）については、一切受託者の責任において処理するものとする。

また、交通事故や作業事故等の事故及び労働災害が発生した場合は次のとおり対応し、受託者が自ら修理、費用弁済等適切な措置を行うこと。

ア 過失・被害の大きさ等に係わらず、直ちに本市へ報告すること。

なお、交通事故等の場合は、直ちに警察にも連絡すること。

イ 警察や救急、相手方への連絡など、自ら必要な初動対応を行い、適切な処置をとること。

ウ 現場責任者は速やかに事故現場に急行し、過失割合に係わらず関係者に対して誠意をもって対応すること。

エ 本市への報告の際は、＜別添4＞「事故における対応について」にそって行うこととし、新たな情報が入り次第、電話にて内容を即時に連絡すること。

オ 交通事故や作業事故等の事故及び労働災害の対応結果については、過失・被害の大きさ等にかかわらず、＜別添5＞「交通事故報告書」を使用して書面にて速やかに本市に報告すること。その後本市より指示のある場合は、「事故等指導報告書」等必要な書類を提出し、再発防止の策を講じること。

なお、車両に破損等がある場合には、対象箇所及び車両番号を撮影し、報告書とともに本市へ提出すること。

## 12 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は本市と協議の上、緊急連絡網を作成し、緊急時に迅速に対応できるよう危機管理対策に努めること。
- (2) 受託者は、地震・風水害・ピット火災等による災害発生時等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）であっても、業務従事者を招集できる体制を確立しておくこと。
- (3) 受託者は、緊急事態が発生した場合の作業等については、本市の指示に従うこと。  
特に、横浜市内で震度5強以上を観測した場合には、速やかに本市に連絡することとし、業務従事者の安否状況や、輸送車両の被害状況、中継輸送業務状況及び受託者自身の会社運営状況等の報告を求められた際にも対応できるよう情報を把握しておくこと。ただし、電話等での連絡ができない場合は、翌稼働日の稼働時間前までに保土ヶ谷工場、または本市担当者と直接話ができるように参集する等の対応を行うこと。
- (4) 受託者は、緊急事態の対応を円滑に行うために、本市が実施する防災訓練について本市から指示があった場合は協力すること。

## 13 労務管理

受託者は、業務従事者の労務管理等にあたっては、労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

## 14 業務従事者への研修等

- (1) 受託者は、適正に業務を行うため、また交通事故・労働災害等を防止するために、業務従事者に対し、次に掲げる研修・教育・指導・会議等を行うなどして、本業務が円滑に遂行できるようにすること。
  - ア 安全運転に関すること（道路交通法等含む）
  - イ 機械操作等の安全作業に関すること（機械操作、積込方法）
  - ウ 事故防止に関すること
  - エ 市民対応マナー
  - オ 緊急事態発生時の対応、連絡体制について
  - カ 搬入施設への経路、搬入施設での計量方法及び経路
- (2) 受託者は、業務開始後に本市の指示のもとピット転落救助訓練等の研修に参加すること。また、その内容についてはすべての業務従事者が把握し、緊急時の対応が行える状態とすること。
- (3) 受託者は、次年度受託者に対し、文書等により本委託業務で行う作業全てを引き継ぐこと。  
また、文書によれない運転操作については、本市の許可を得て実機を使用したトレーニングを行い安定稼働が可能な状態に育成すること。

## 15 市民等対応

- (1) 受託者は、運搬業務の効率的実施と、業務の公共性を十分に認識し、常に本市の業務を請け負っていることを念頭に置き、作業に際しては服装・言葉づかい・態度等において市民の信頼を損なわないようにし、市民への奉仕を心がけること。
- (2) 受託者は、いかなる理由があっても市民等から金品、その他のものを収受してはならない。
- (3) 受託者は、市民等から運搬業務に関する苦情等を受けたときは、誠意を持って対応すること。

また、対応内容を速やかに本市に書面にて報告すること。

受託者は、業務従事者に対して、作業中は常に長袖・長ズボンの作業着（受託者内で統一したものに  
限る）・名札・安全靴・その他業務従事者の安全対策上必要なものを着用させること。

## 16 作業報告及び確認

- (1) 受託者は、毎日の作業終了後、運搬状況・搬入施設への運搬量等の日々の作業状況を各車ごとに記録した<別添6>「燃やすごみ運搬業務委託作業運転日報」及び搬入施設で受領した計量伝票を施設管理者に提出し、あわせて作業の報告を行うこと。  
また、各車の日報について、1か月分をとりまとめた報告書を本市の指示する様式を使用し、本市にデータで提出すること。
- (2) 各月の委託業務終了後、<別添7>「燃やすごみ運搬業務委託作業運転月報」に1ヶ月分をまとめ、翌月の7日までに本市へ持参し、提出すること。
- (3) 受託者は、作業報告の確認の結果として記載事項の訂正を求められた場合には、遅滞なく訂正を行い本市の再確認を受けること。
- (4) 受託者は、本件委託業務の適正な履行に必要な範囲において、本市から必要な報告書の提出や帳簿書類、その他の物件の検査、事業所等への立入調査を求められた場合には、これに協力しなければならない。

## 17 概算数量の取扱等

概算数量は、履行確認ができたもののみを数量として扱う。虚偽、または誤った報告に基づいた請求及び支払いが行われたと発覚した際には、金額の戻入を行うこととする。

- (1) 搬入施設への運搬に伴う費用は、輸送事務所から搬入施設へごみを運搬し、搬入施設から輸送事務所へ戻ってきて往復で1回転とし、回転数に応じて支払うこととする。
- (2) 搬入施設への運搬に伴う有料道路利用料は、前述10(3)ア(オ)で定めた経路の範囲内で利用した回数に応じて支払うこととし、片道の有料道路の利用で、1回利用とする。
- (3) タイヤ交換は交換本数に応じて支払いを行うこととする。

その際は、前述10(3)ウ(イ)で定めたタイヤ交換を行うこととし、タイヤ交換を行ったとわかる写真、伝票、書類等を控えておき、本市に提出すること。

ただし、適切なタイヤローテーションを行わずタイヤを偏摩耗させた、または意図的にタイヤ交換が必要となる状態とし、タイヤ交換を行った等と本市が判断した場合には、タイヤ交換費を支払わないものとする。

## 18 提出書類

- (1) 受託者は、現場責任者・副責任者・作業員・整備管理者等の氏名・職務分担及び資格等を記載した「業務従事者選定通知書」及び前述6(1)で定めた資格の証明書類の写しを速やかに本市へ提出すること。

また、提出内容に変更があった場合は速やかに報告し、「業務従事者選定通知書」及び資格証明書類の写しの再提出を行うこと。

- (2) 受託者は、廃棄物処理委託契約約款に従い、次の書類を本市へ提出すること。

ア 委託契約履行着手届出書

- イ 委託代金内訳書
- ウ 委託業務完了部分確認請求書
- エ 委託契約履行完了届出書

(3) 受託者は、下記の書類各1部を本市へ提出すること。

提出書類名
緊急連絡網
貸与機器類の借用書
ETC 契約関係書類の写し及び一覧表
自動車任意保険 保険証券写し 請負業者賠償責任保険 保険証券写し
電源使用許可申請書
用水使用許可申請書
日常点検表（当日中に提出）
月例点検表（翌月速やかに提出）

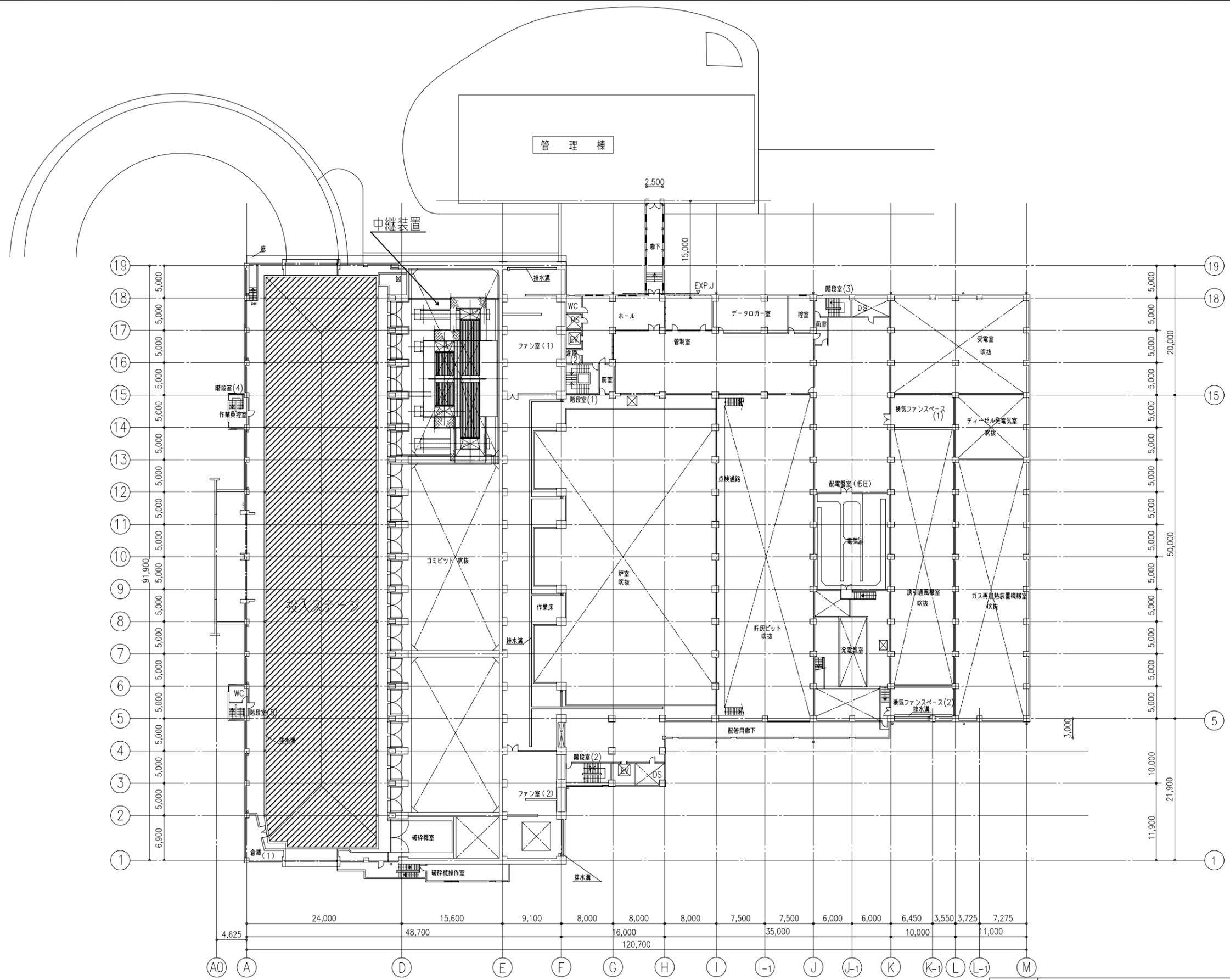
(4) 委託業務の履行に関して、その他本市が必要な報告及び書類等を求めた場合は、指示に従い速やかに対応すること。

## 19 関係法令

受託者は、本委託業務の履行に際して、道路交通法・労働安全衛生法及び関係法令を遵守するとともに、横浜市資源循環局工場構内作業基準を遵守し、安全管理に努めなければならない。

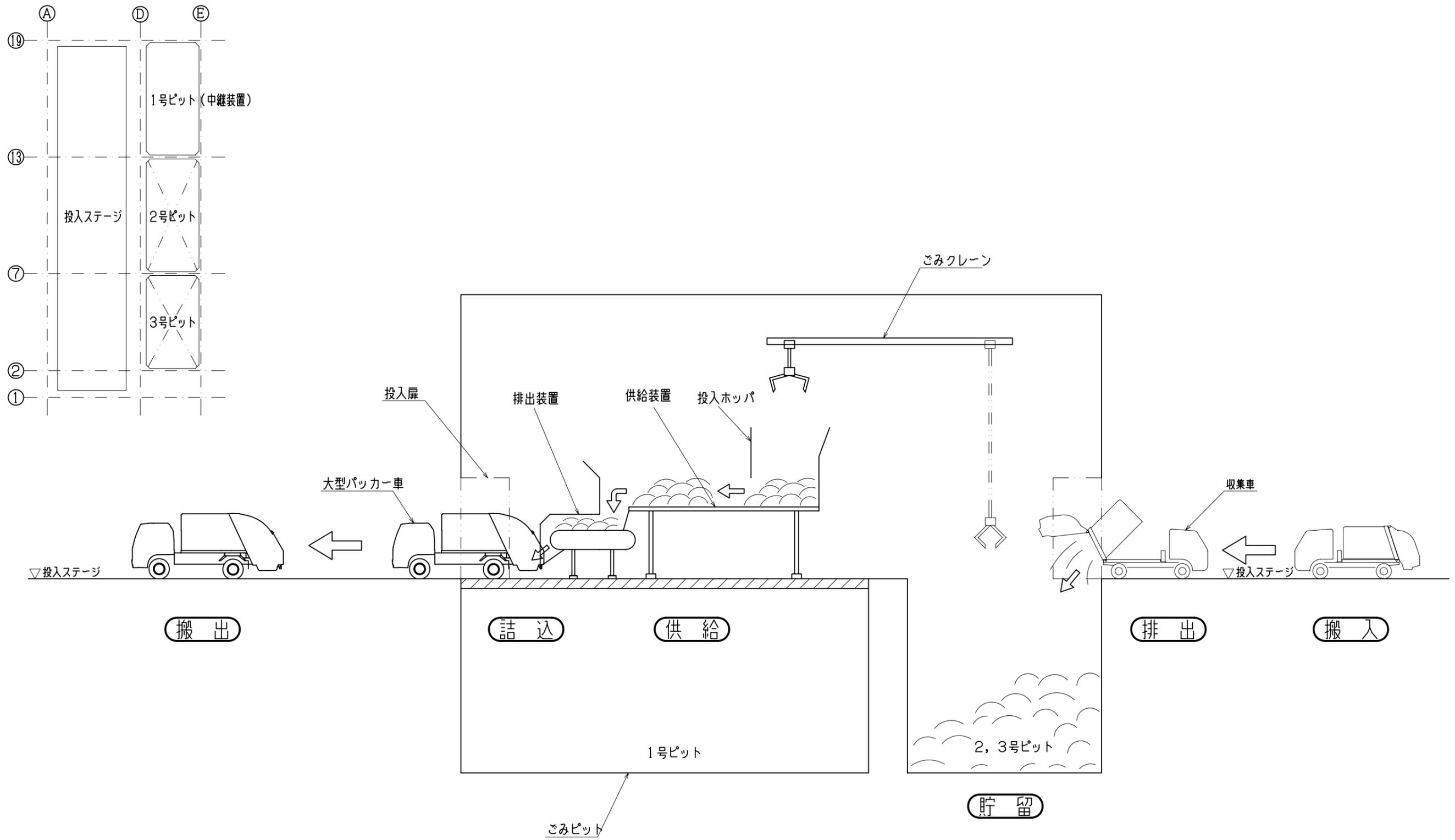
## 20 その他

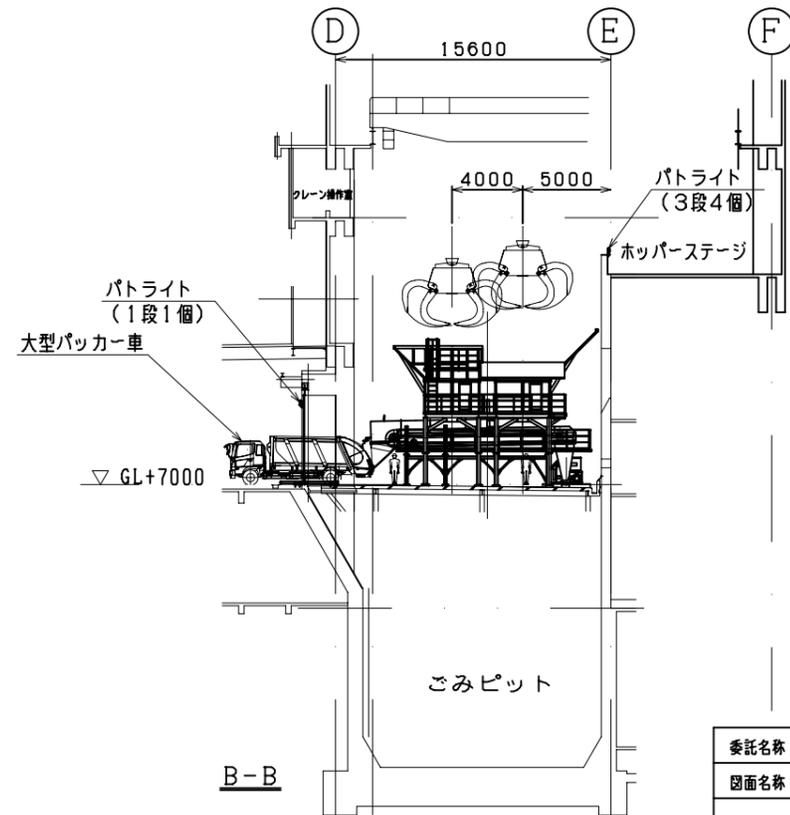
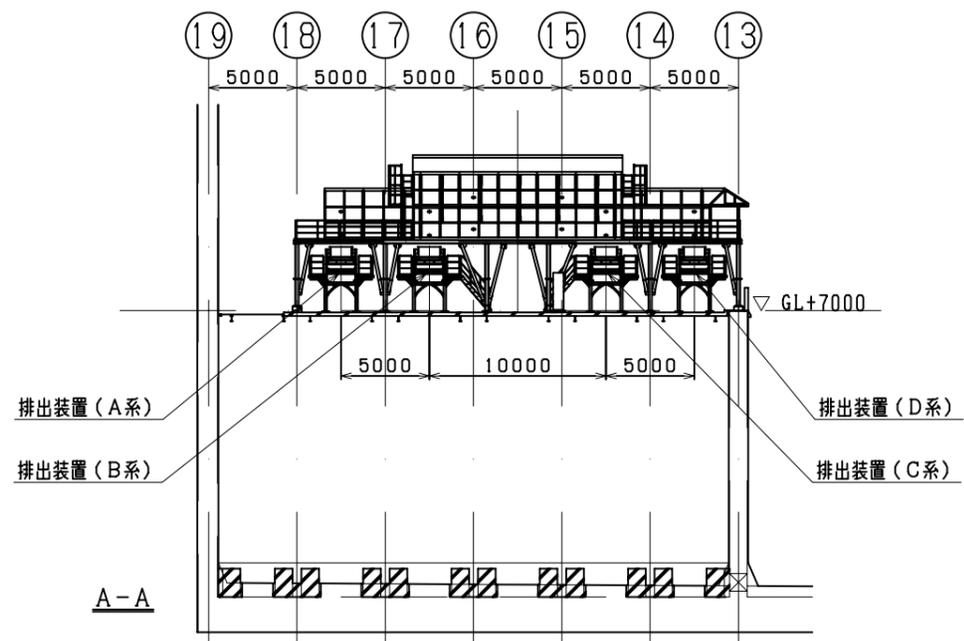
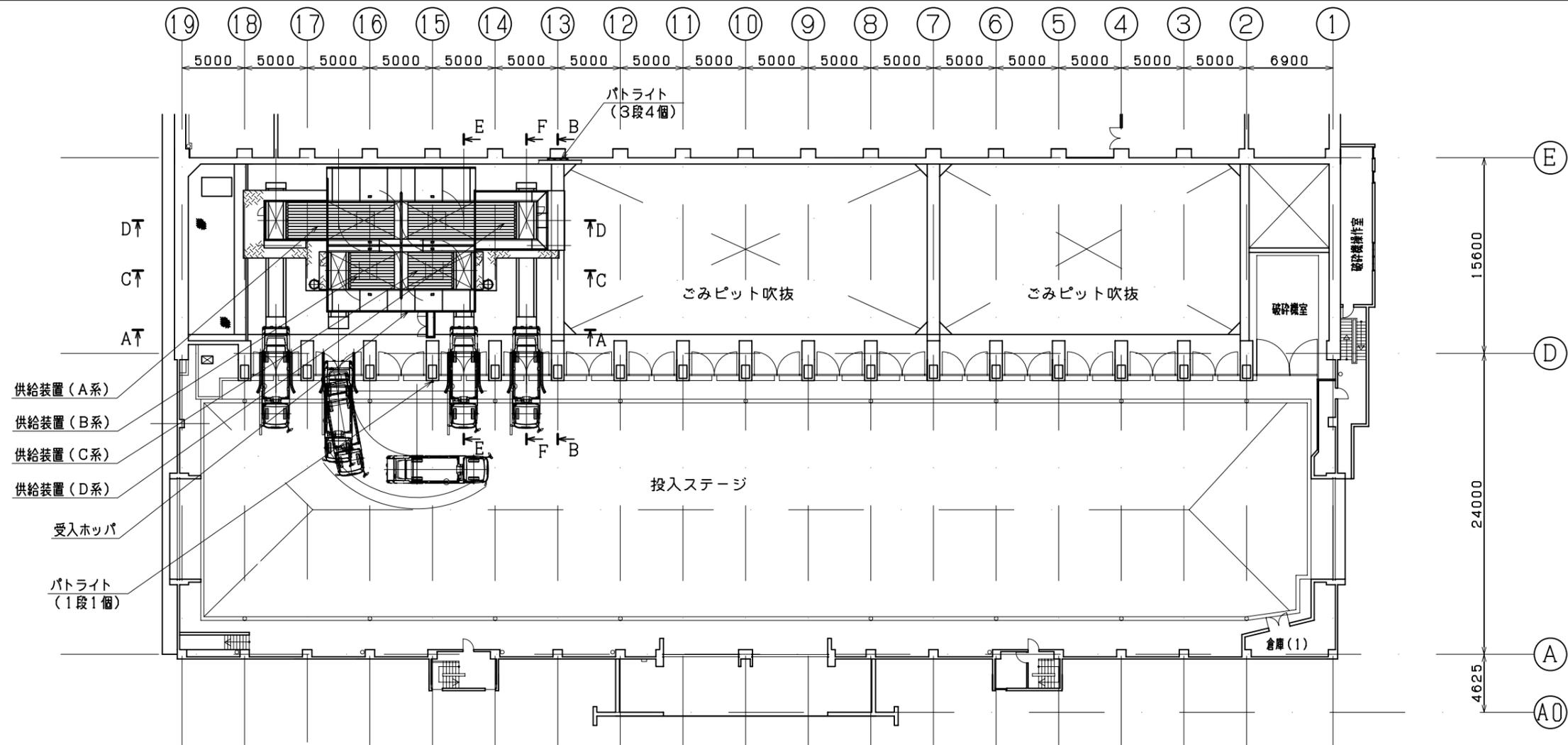
- (1) 受託者は、契約書、本仕様書の内容、及び関係法令等を遵守し、適正に業務を履行すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたって、本市の施策に協力するよう努めなければならない。
- (3) 書類提出の際に使用する紙、インク等の消耗品は受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、損害が生じた際の債務不履行による業務停止の防止や、対応を円滑に行うため、請負業者賠償責任保険に加入し、保険証券の写しを速やかに本市へ提出すること。
- (5) 受託者は、本委託により得た資料及び情報について、受託者において厳重な管理の上、本市の業務を委託される担当者のみで取り扱い、複製等あるいは第三者に貸与、譲渡等してはならない。
- (6) 見学者については、本市と調整の上、対応すること。
- (7) 昼食等の休憩は輸送車両内で行わないこと。また、輸送車両にて飲食店やコンビニエンスストア等に立ち寄らないこと。
- (8) 本市は、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、一般廃棄物について行政処分を受けた場合、契約を解除することができる。
- (9) 前述1から20(8)までに定めるものの他、業務の実施に関する事柄については、本市と受託者が協議の上で決定する。



2階平面図

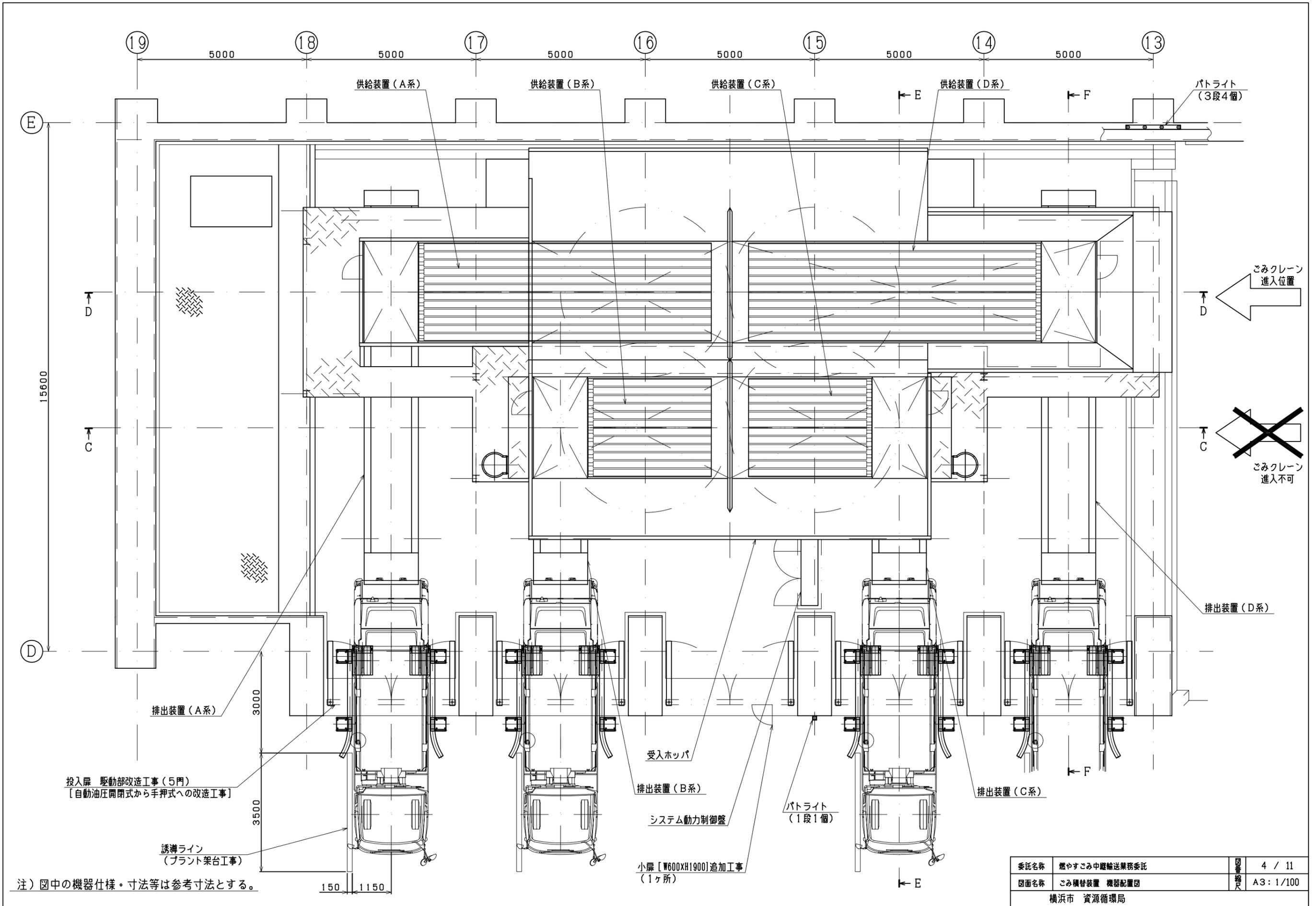
委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	1 / 11
図面名称	工場内平面図	縮尺	A3: 1/600
横浜市 資源循環局			





注) 図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図 番 尺	3 / 11
図面名称	ごみ積替装置 全体配置図		A3: 1/400
横浜市 資源循環局			



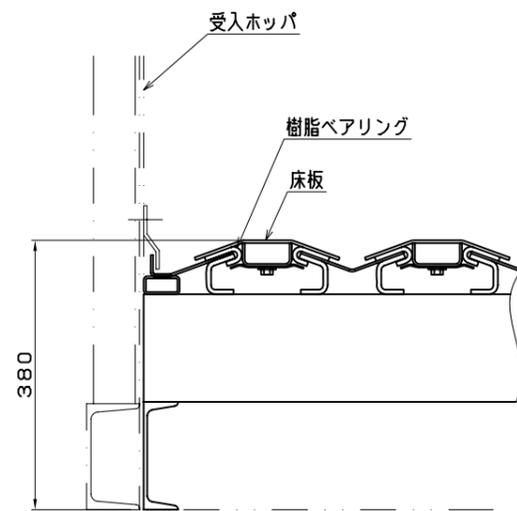
注) 図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	4 / 11
図面名称	ごみ積替装置 機器配置図	縮尺	A3: 1/100
横浜市 資源循環局			

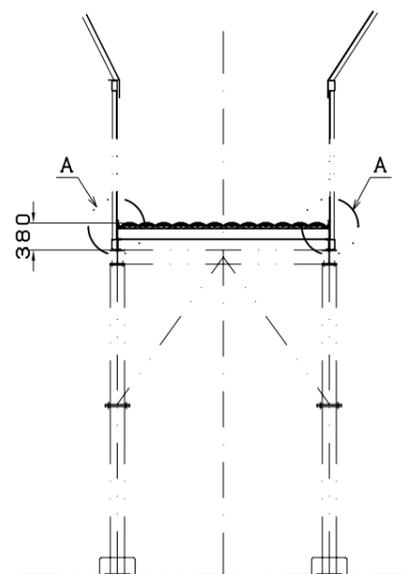
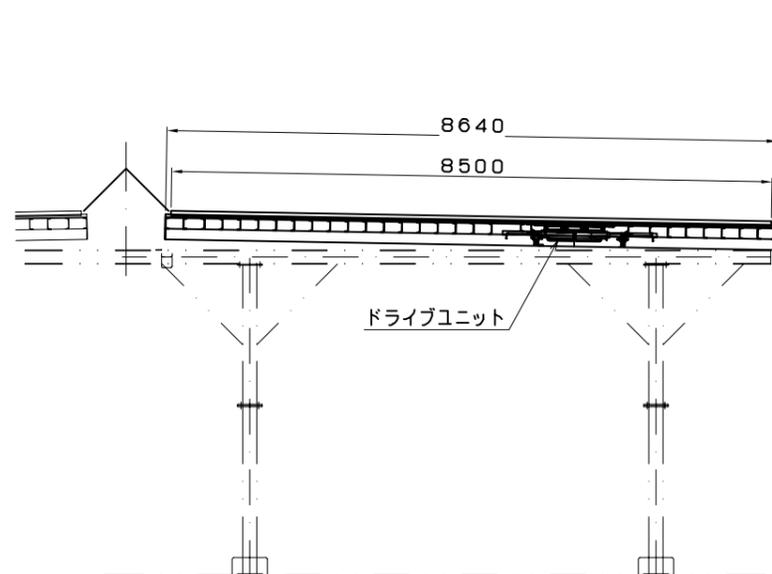
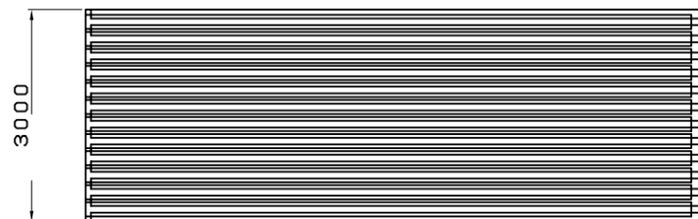
供給装置外形図

主要諸元	
形式	床板スライド駆動式ごみ搬送装置
数量	2基
主要材質	床板：高張力鋼（DOMEX700 相当品） その他（主要部）：一般構造用圧延鋼（SS400）
板厚	床板：4mm
寸法	3000mm × 8640mm × 380mm
電動機	油圧ポンプ：22kW 冷却ファン：0.12kW

塗装仕様	
フレーム材	溶融亜鉛メッキ



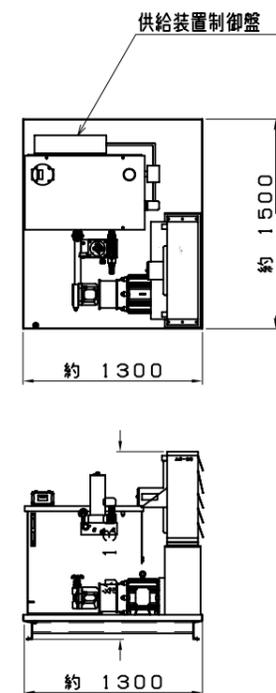
A部詳細  
縮尺 A1:1/30  
A3:1/60



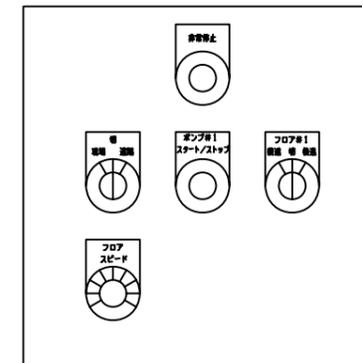
縮尺 A1:1/50  
A3:1/100

注) 図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

供給装置油圧ユニット外形図



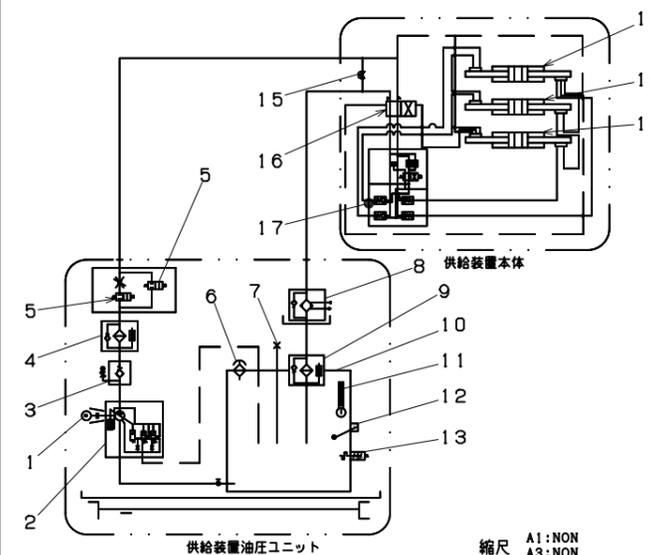
縮尺 A1:NON  
A3:NON



供給装置制御盤  
縮尺 A1:NON  
A3:NON

注) 作動油は、引火点250℃以上のものを使用すること。

供給装置油圧回路



縮尺 A1:NON  
A3:NON

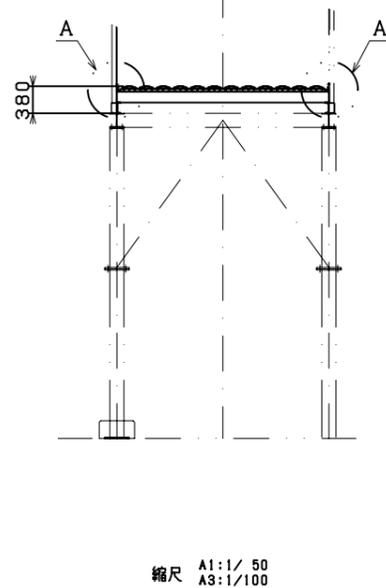
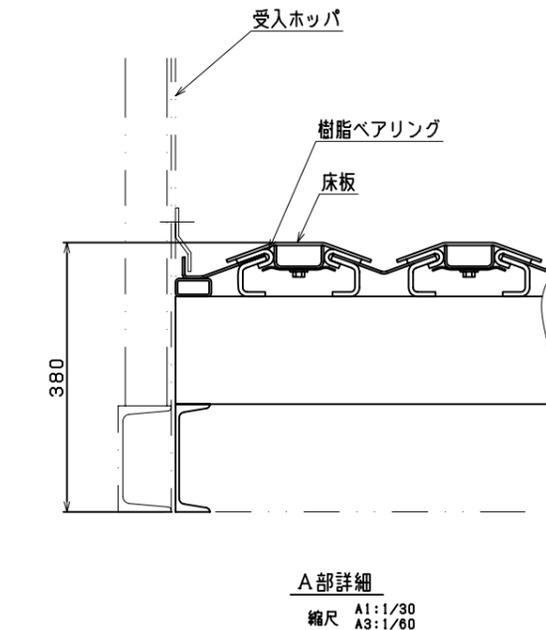
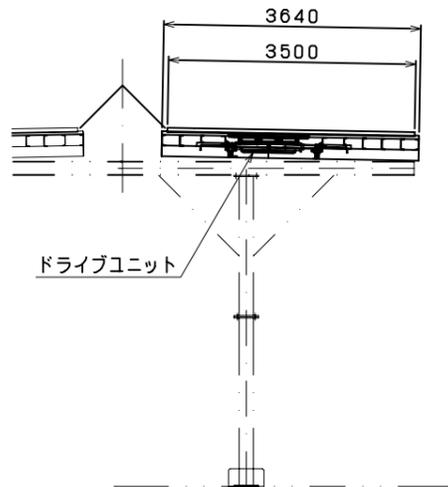
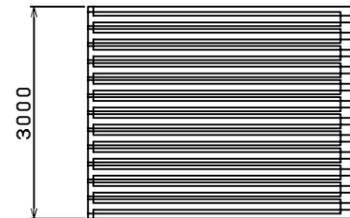
18	シリンダ	3	
17	電磁バルブ	1	
16	方向切替バルブ	1	パイロット圧作動
15	ストップバルブ	1	
14	—		
13	温度スイッチ	1	2点設定
12	フロートスイッチ	1	
11	温度計	1	
10	タンク	1	
9	リターンラインフィルタ	1	
8	冷却ファン	1	0.2kW
7	予備ポート	1	
6	通気口	1	
5	電磁バルブ	2	
4	吐出ラインフィルタ	1	
3	スロットルチェックバルブ	1	
2	ポンプ	1	可変容量ポンプ
1	電動機	1	22kW
品番	品名	数量	備考

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	5 / 11
図面名称	供給装置 (A, D系)	縮尺	A3: 図示
横浜市 資源循環局			

供給装置外形図

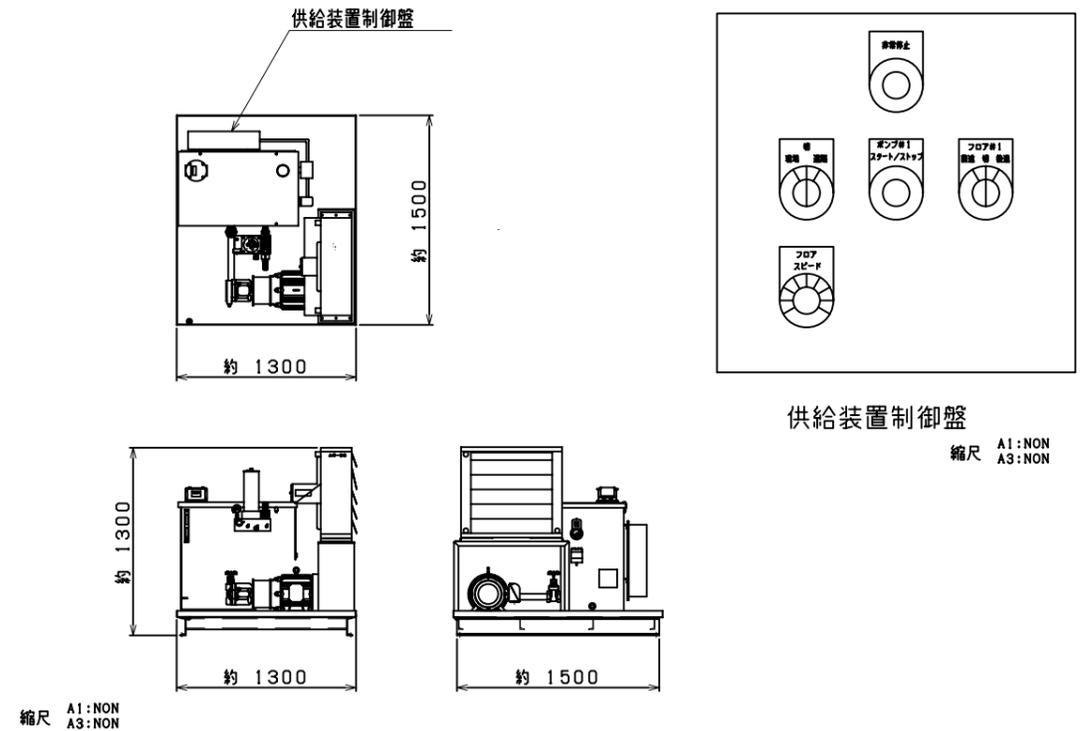
主要諸元	
形式	床板スライド駆動式ごみ搬送装置
数量	2基
主要材質	床板：高張力鋼（DOMEX700 相当品） その他（主要部）：一般構造用圧延鋼（SS400）
板厚	床板：4mm
寸法	3000mm × 3640mm × 380mm
電動機	油圧ポンプ：22kW 冷却ファン：0.12kW

塗装仕様	
フレーム材	溶融亜鉛メッキ



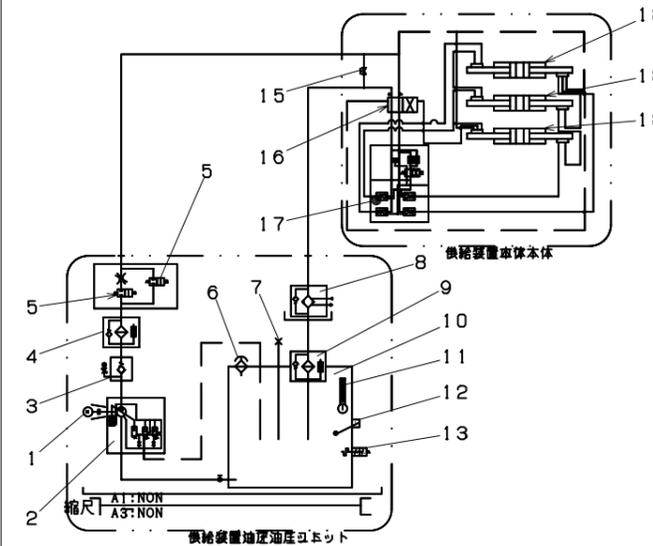
注) 図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

供給装置油圧ユニット外形図



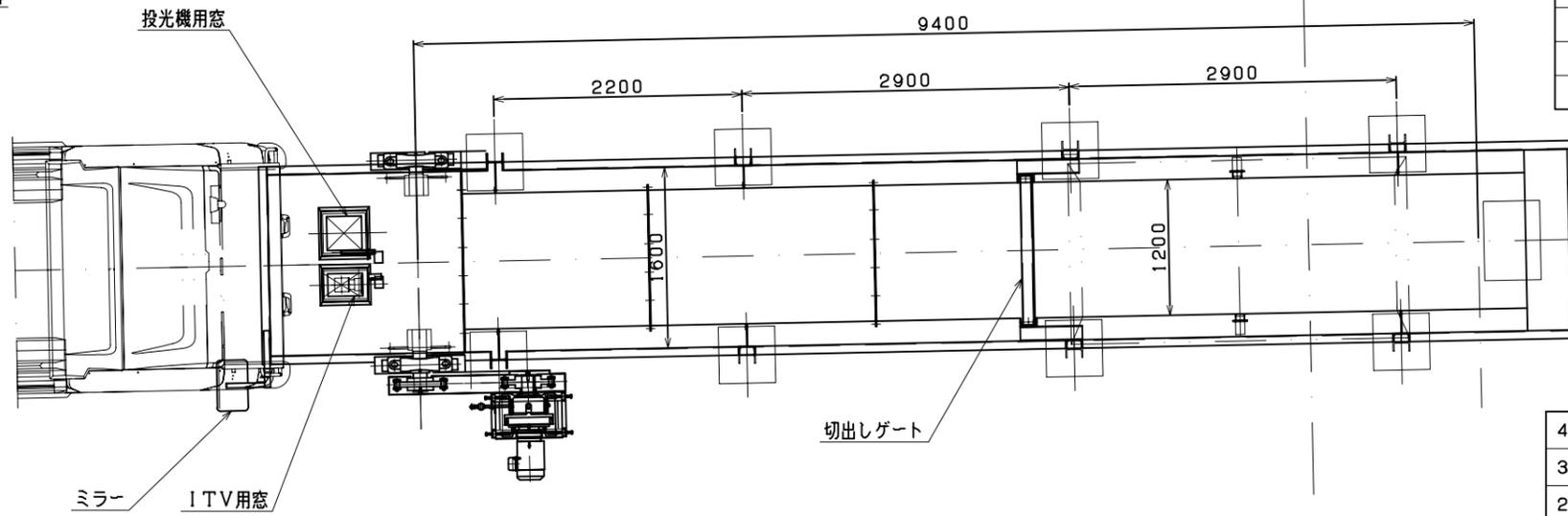
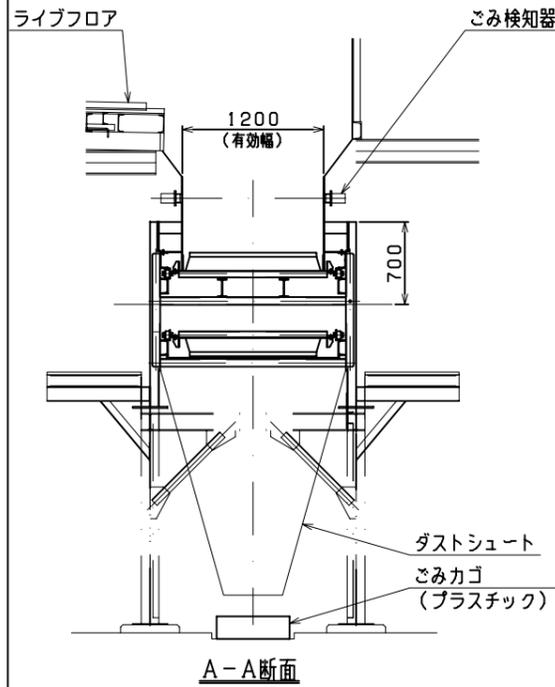
注) 作動油は、引火点250℃以上のものを使用すること。

供給装置油圧回路



18	シリンダ	3	
17	電磁バルブ	1	
16	方向切替バルブ	1	パイロット圧作動
15	ストップバルブ	1	
14	-		
13	温度スイッチ	1	2点設定
12	フロートスイッチ	1	
11	温度計	1	
10	タンク	1	
9	リターンラインフィルタ	1	
8	冷却ファン	1	0.2kW
7	予備ポート	1	
6	通気口	1	
5	電磁バルブ	2	
4	吐出ラインフィルタ	1	
3	スロットルチェックバルブ	1	
2	ポンプ	1	可変容量ポンプ
1	電動機	1	22kW
品番	品名	数量	備考

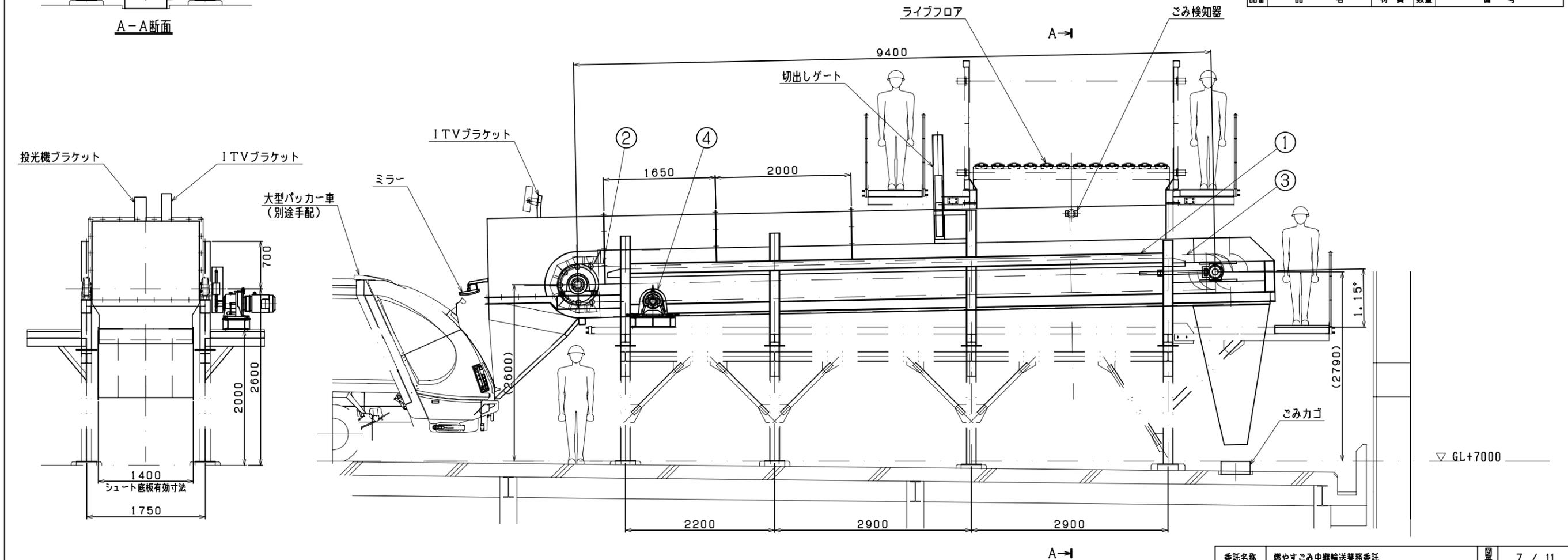
委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	6 / 11
図面名称	供給装置 (B, C系)	縮尺	A3: 図示
横浜市 資源循環局			



主要諸元	
形式	エプロンコンベヤ式
数量	2基
主要材質	一般構造用圧延鋼(SS400)
スカート幅	約 1200mm
搬送速度	最大8m/min(可変速式)
制御方式	インバータ方式
水平機長	約 9400mm
付属品	切出しゲート, ごみ検知器, 緊急停止装置: 1式

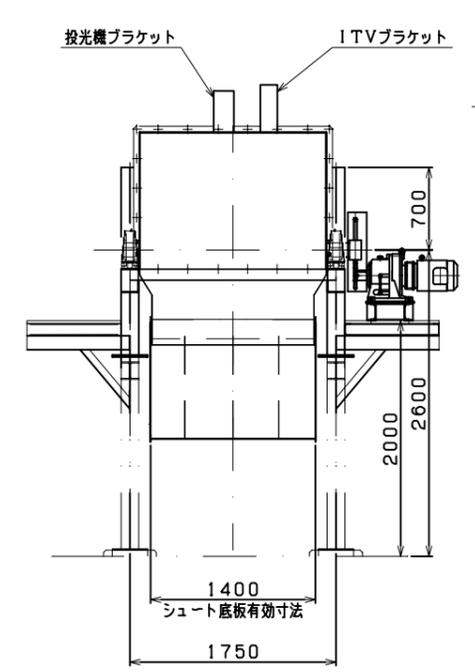
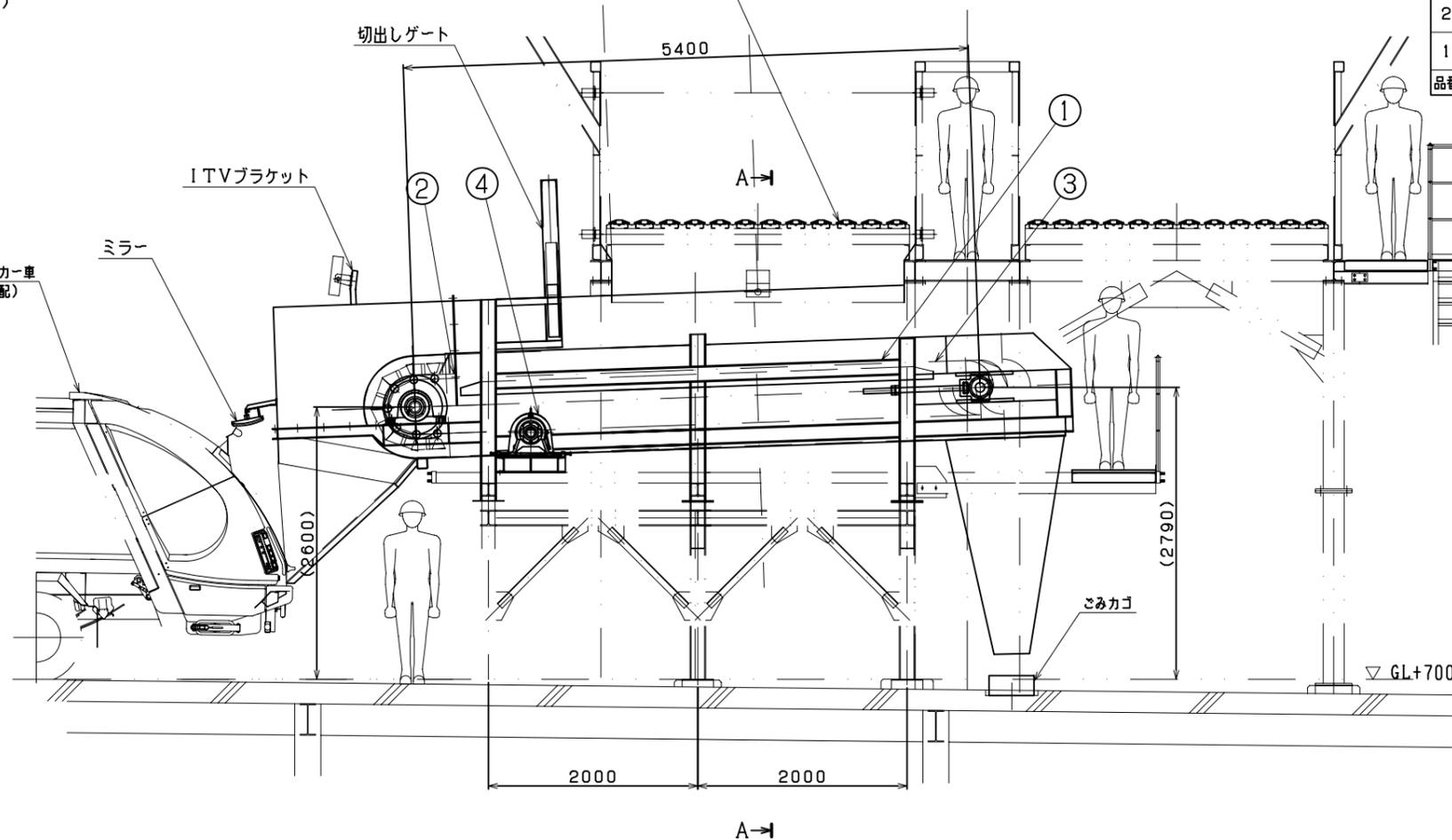
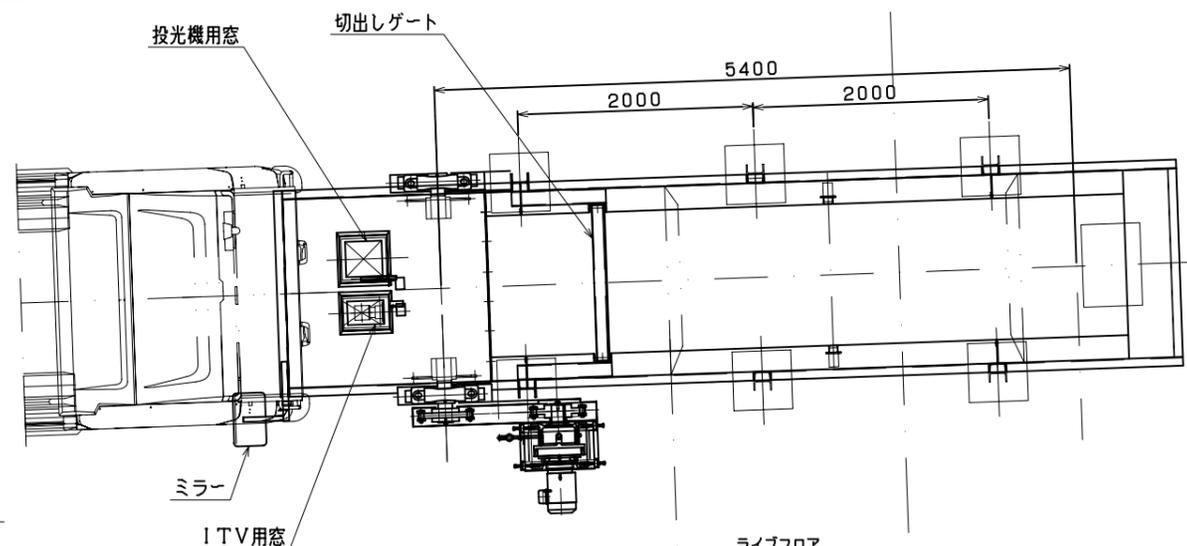
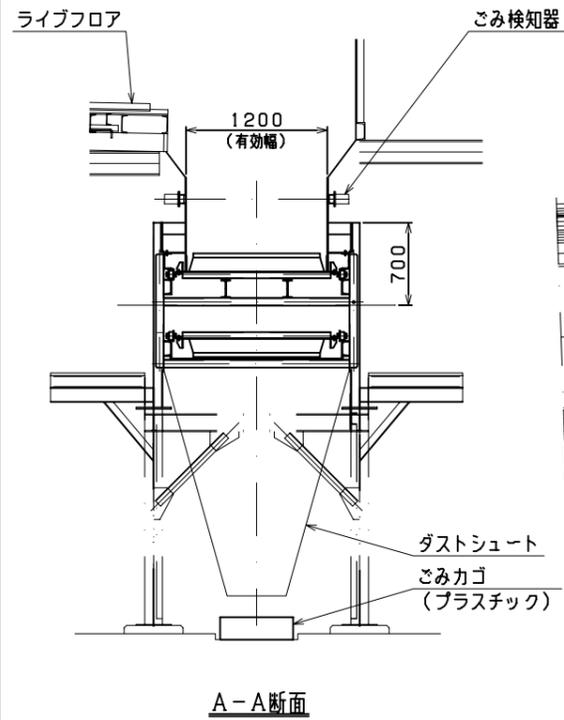
塗装仕様		
素地調整	2種ケレン	
外面	下塗り	シアナミド鉛さび止めペイント JIS K 5625 2回
	上塗り	合成樹脂調合ペイント JIS K 5516 2回
内面	シアナミド鉛さび止めペイント JIS K 5625 2回	

4	ギヤドモータ	-	1式	5.5kW	
3	コンベヤチェーン	SS400	1式	RF12200F	
2	エプロンパン	SS400	1式	t4.5	
1	フレーム	SS400	1式	[150×75×t6.5/10	
品番	品名	材質	数量	備考	



注) 図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	7 / 11
図面名称	排出装置(A, D系)	縮尺	A3: 1/60
横浜市 資源循環局			

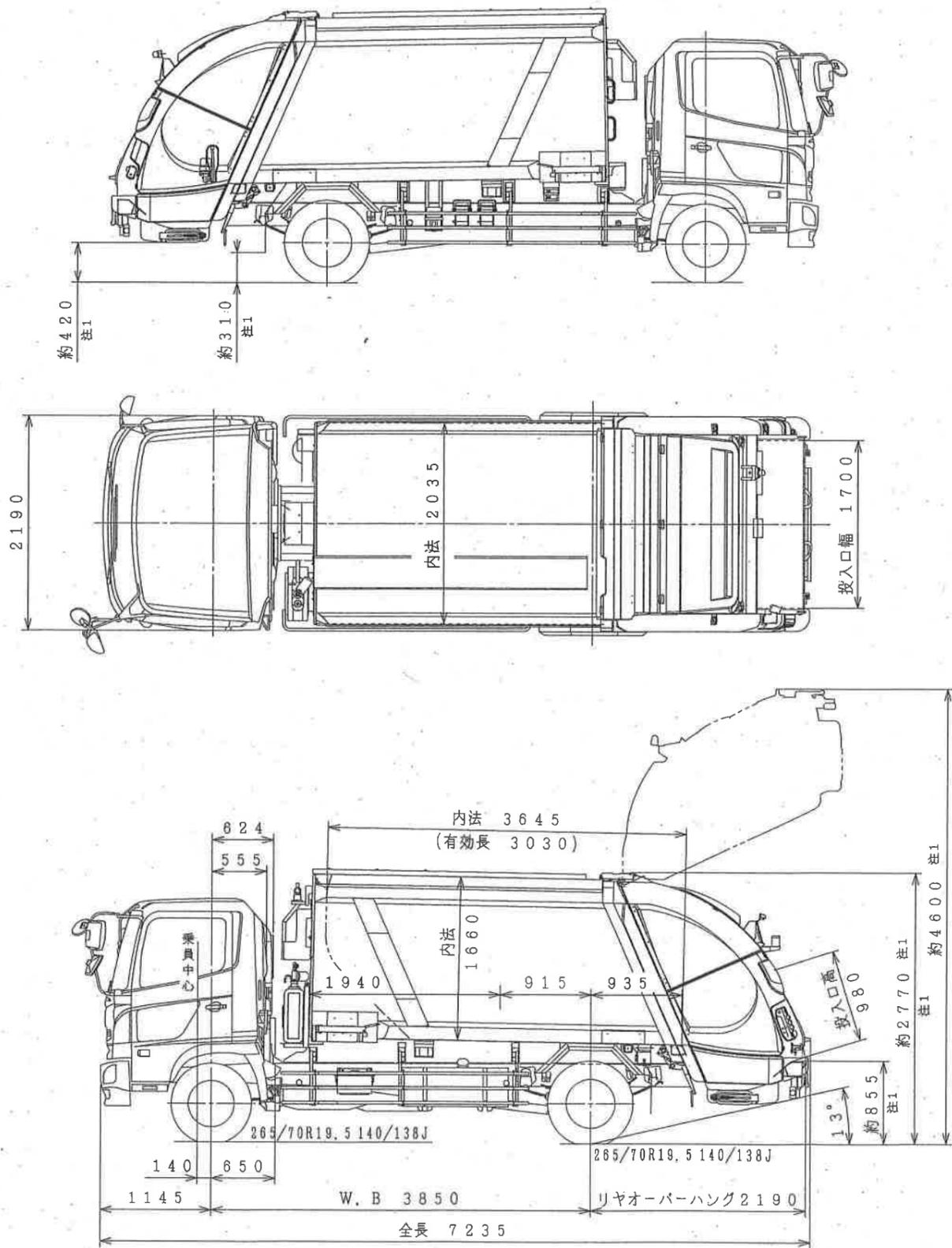


主要諸元	
形式	エプロンコンベヤ式
数量	2基
主要材質	一般構造用圧延鋼 (SS400)
スカート幅	約 1200mm
搬送速度	最大8m/min (可変速式)
制御方式	インバータ方式
水平機長	約 5400mm
付属品	切出しゲート, ゴミ検知器, 緊急停止装置: 1式

塗装仕様		
素地調整	2種ケレン	
外面	下塗り	シアナミド鉛さび止めペイント JIS K 5625 2回
	上塗り	合成樹脂調合ペイント JIS K 5516 2回
内面	シアナミド鉛さび止めペイント JIS K 5625 2回	

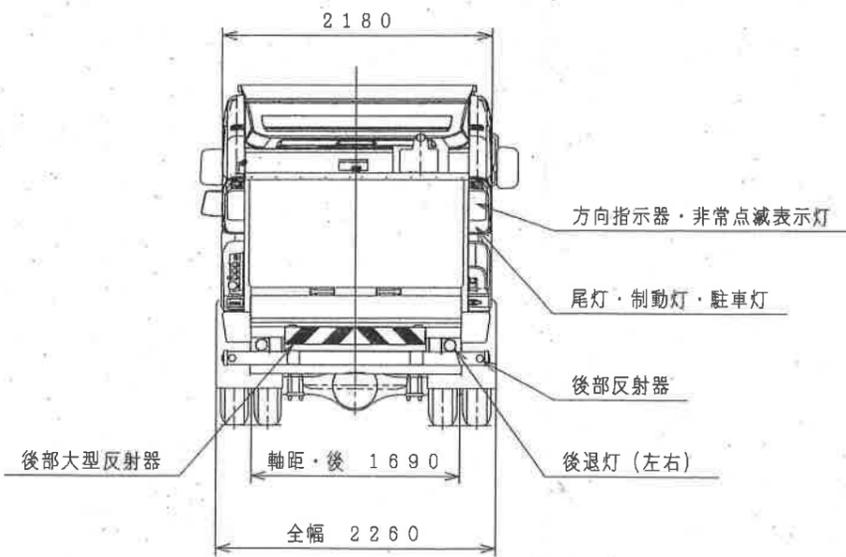
品番	品名	材質	数量	備考
4	ギヤドモータ	-	1式	3.7kW
3	コンベヤチェーン	SS400	1式	RF12200F
2	エプロンパン	SS400	1式	t4.5
1	フレーム	SS400	1式	[150×75×t6.5/10]

注) 図中の機器仕様・寸法等は参考寸法とする。



注記  
1. 高さ寸法はシャシリーフによる地上高誤差がない場合の計画値

主要諸元(参考)	
最大積載量	約 6,000kg
車両総重量	約 14,000kg
ブレーキ	中期ブレーキ規制適合 ホイールパーキング(積込作業中のインターロック付) 電磁式リターダ
架装概要	積込方式=圧縮板式 排出方式=排出板強制排出式 (排出板インジケータ付)
荷箱容積	約 10.2m <sup>3</sup>
積込時間	約 20分以内 ごみ見掛け比重:0.3-一般ごみ:20m <sup>3</sup> 積載満量時に。
積込操作	後部脱着式ボタン操作 インターロック単動・連動積込切替スイッチ
排出操作	キャブ内スイッチ式 排出板インジケータ(積込量の目安確認用)
安全装置	外部インターロックケーブル・カブラ ホイールパーキングブレーキ・インターロック 積込スイッチ・インターロック バックアイモニター 作動油温センサー
その他	消臭剤噴霧装置

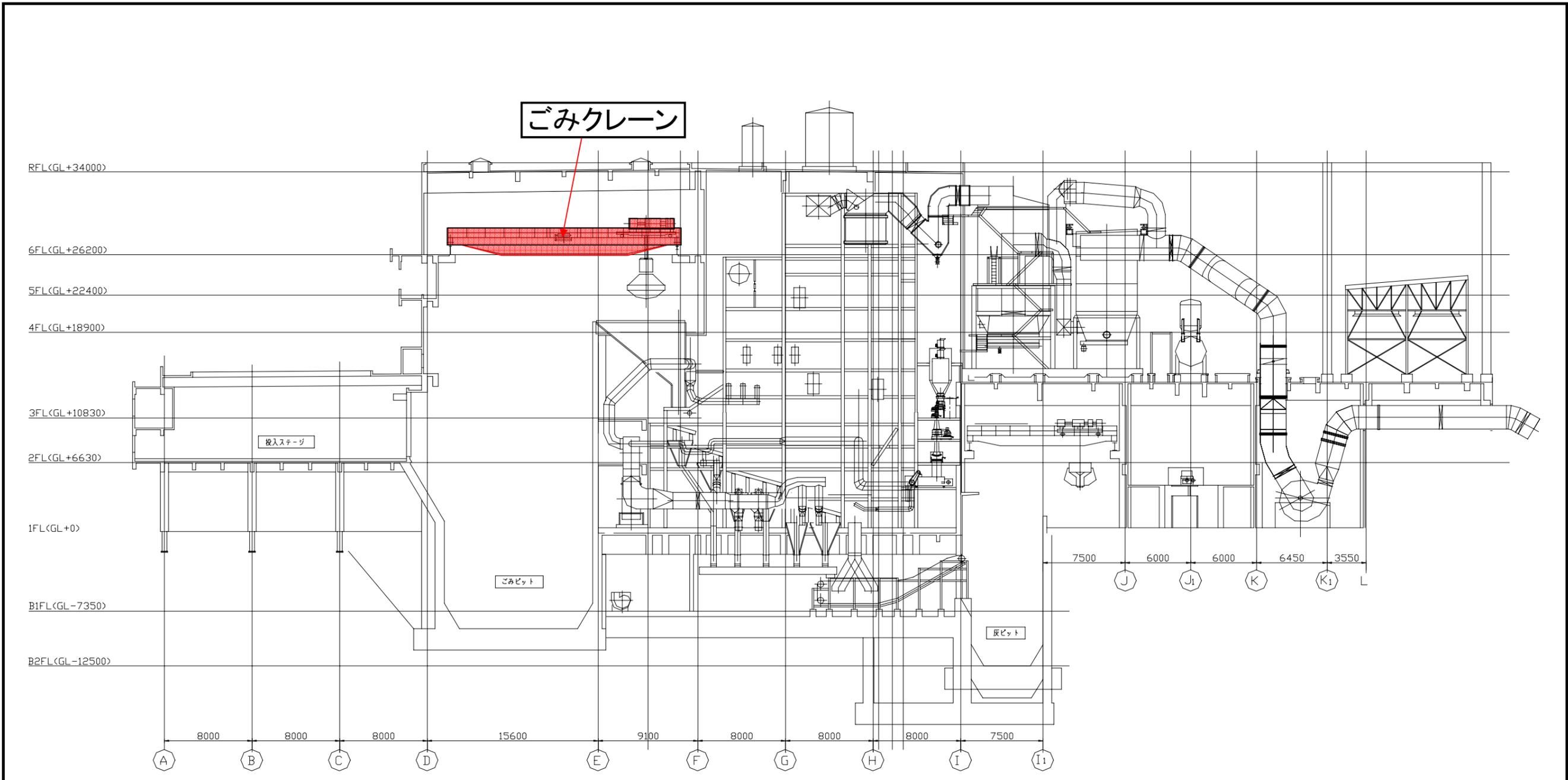


荷箱容積10.2m<sup>3</sup>

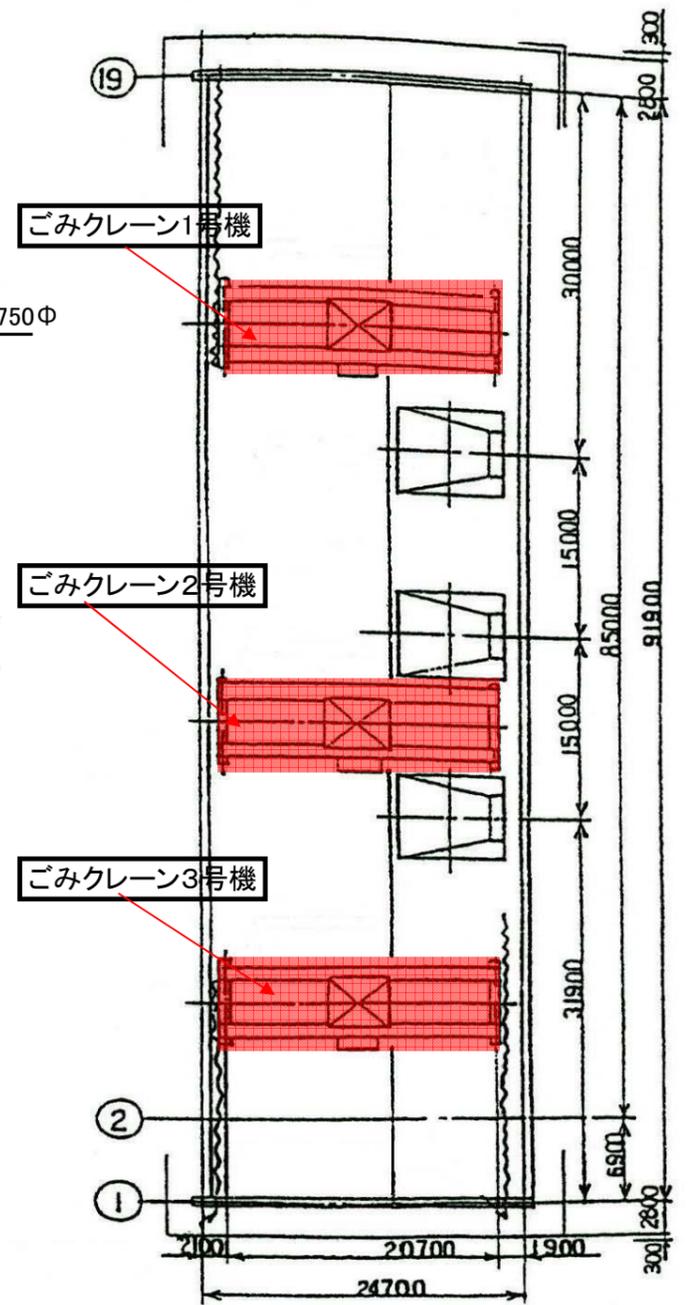
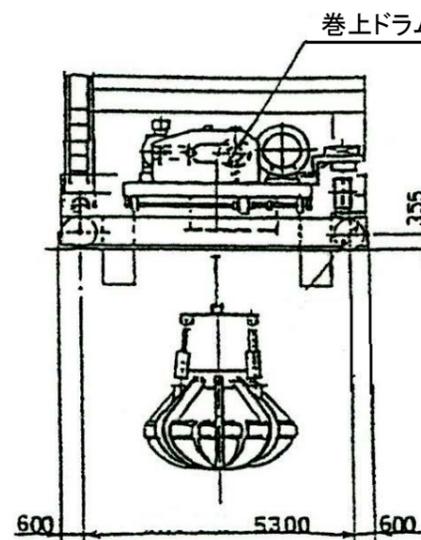
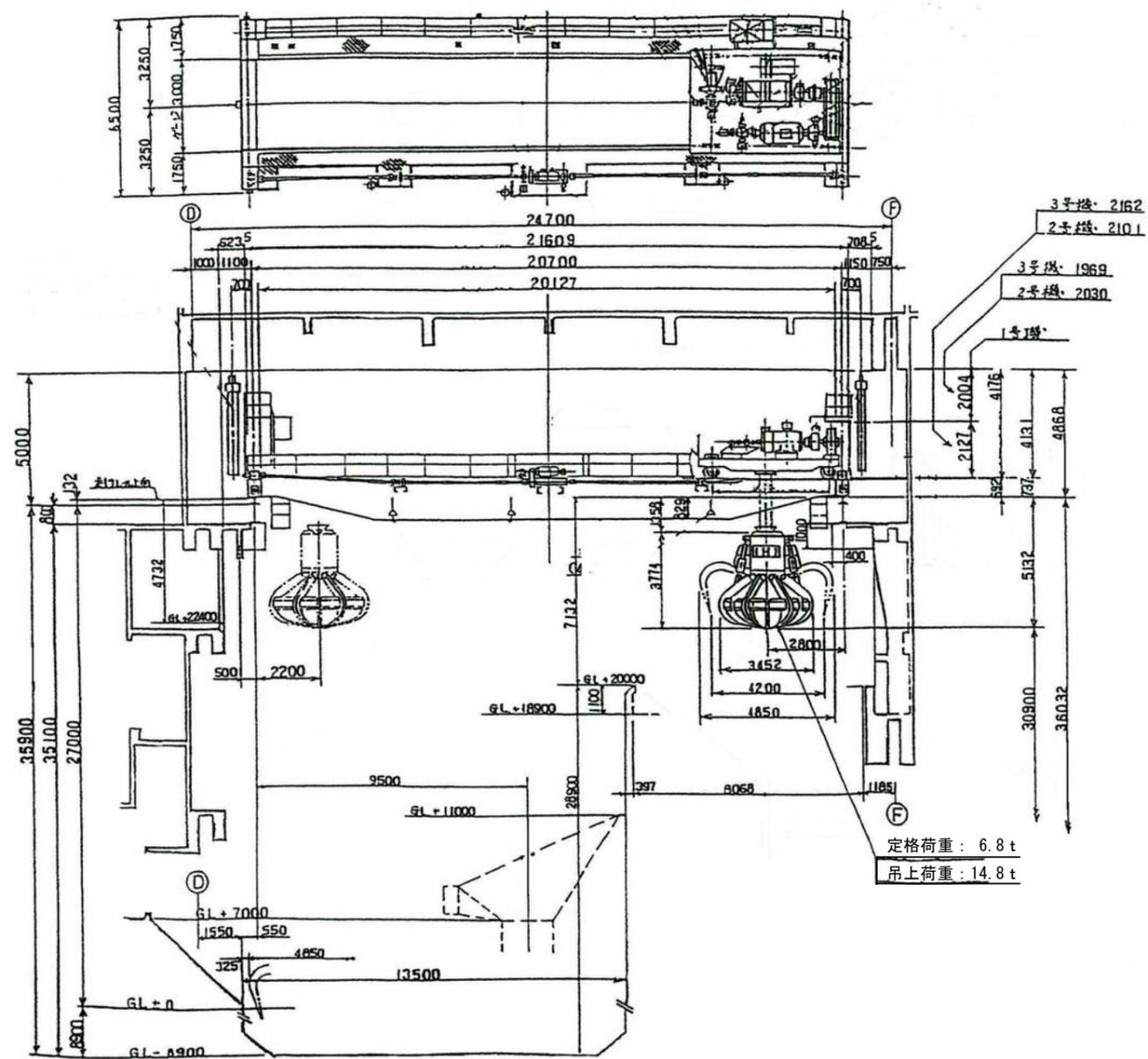
荷箱型式  
T102-57302

委託名称	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	9 / 11
図面名称	ごみ収集車(仕様参考図)	縮尺	A3:1/40

横浜市 資源循環局



委託名	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	10 / 11
図面名称	工場縦断面図	縮尺	A3 : NON
横浜市 資源循環局			



ごみクレーン仕様				IC-C77R40			
	巻上		巻上		巻上	横行	走行
定格荷重	6.8t	リフト	31m	速度(m/分)	50	45	60
巻上荷重	14.8t	ワイヤ	Φ30×43m	電動機	動力(kW)	160(60%ED)	5.5(40%ED)
		ロープ	S・Zより各1本		回転数(rpm)	590	935
スパン	20.7m	電源	AC400V、50Hz	型式	TMC・FCK3	TMC・FCK3	TMC・FCK3

委託名	燃やすごみ中継輸送業務委託	図番	11 / 11
図面名称	ごみクレーン機器配置図	縮尺	A3 : NON

横浜市 資源循環局

ごみ積替装置  
保守点検報告書



年 月 日

\_\_\_\_\_様

点検報告者 \_\_\_\_\_ 印

保守点検の結果を下記の通りご報告申し上げます

納入先	横浜市 工場	目的	定期	要請	巡回	その他
機種形式		点検年月日	年	月	日	
製造番号		点検者				
1. 点検結果(良好○印、異常×印)						
点検箇所	結果	点検箇所	結果	点検箇所	結果	
2. 報告事項(異常、不具合事項、整備必要事項他)						

# 保守点検リスト



設備名称: 供給・排出装置 \_\_\_\_\_

良 ✓, 不良 ×, 分解 W, 調整 A,  
 締付 T, 取替修理 △, 給油 L, 清掃 C  
 手直し完了の場合は×記号を○で囲む

機器名称	点検箇所	点検内容	点検方法	点検期間				備考
				毎日	1週間	3ヶ月	1年	
受入ホッパ(A系)	本体	変形・破損	目視	□		□	□	
		板厚測定	目視				□	
	電装品	ごみ検知器の作動	目視		□	□	□	
		ごみ検知器取付ボルトのゆるみ	目視		□	□	□	
		ごみ検知器の変形・破損	目視		□	□	□	
		電気コード被覆状態	目視		□	□	□	
供給装置(A系)	本体	変形・破損	目視	□		□	□	
		作動・振動・異音	目視	□		□	□	給脂
		停止位置	測定		□	□	□	
	シリンダ	取付ブラケットの亀裂	目視		□	□	□	
		油もれ	目視	□	□	□	□	
		ロッドの曲がり・キズ	目視		□	□	□	
		配管・ゴムホース油漏れ	目視		□	□	□	
	電装品	バルブの作動	目視		□	□	□	清掃
		バルブの取付ボルトのゆるみ	目視		□	□	□	
		バルブの変形・破損	目視	□	□	□	□	
		電気コード被覆の状態	目視		□	□	□	
	排出装置(A系)	本体	減速機潤滑油量・漏れ	目視	□	□	□	□
作動・振動・異音			目視	□	□	□	□	
ボルトの緩み、増し締め			目視			□	□	
軸受潤滑油、漏れ			目視		□	□	□	
コンベヤチェーン張り度合			調整			□	□	
コンベヤチェーン摩耗			目視				□	
エプロンパン変形			目視			□	□	
エプロンパン異物のかかえ込み			目視	□	□	□	□	清掃
駆動チェーンの給油			目視		□	□	□	
駆動チェーンの摩耗			目視				□	
給油脂(補給)			目視			□	□	

# 保守点検リスト



設備名称: 電気設備 \_\_\_\_\_

機器名称: システム動力制御盤

排出操作盤

良 ✓, 不良 ×, 分解 W, 調整 A,

締付 T, 取替修理 △, 給油 L, 清掃 C

手直し完了の場合は×記号を○で囲む

機器名称	点検箇所	点検内容	点検方法	点検期間				備考
				毎日	1週間	3ヶ月	1年	
システム動力制御盤	本体	内外面の傷, 汚れ	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		内外面のさび	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		盤面開閉ヒンジ	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	盤面	スイッチ類の取付状況	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		スイッチ類の操作具合	目視	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		スイッチ類の作動状態	目視	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	盤内	端子の接続状態	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		スイッチ類の点検状態	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		電線傷の状態	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		機械の汚れ	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
各ブレーカの作動		目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		各ブレーカの取付状態	目視			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
排出操作盤(A系)	本体	内外面の傷, 汚れ	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		内外面のさび	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		盤面開閉ヒンジ	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	盤面	スイッチ類	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		スイッチ類の操作具合	目視	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		スイッチ類の作動状態	目視	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	盤内	端子の接続状態	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		電線傷の状態	目視		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



# ごみ クレーン月例点検表

参考

No. 1

点検項目	点検結果						記事
	異常なし	計測値	給油	調整	交換	要観察	
<b>巻上装置</b>							該当する欄に○点をマークする事。
<b>電磁ブレーキ</b>							
ライニングの厚さが7mm以上あるか(偏摩耗はないか)							
インジケータの位置は範囲内にあるか							
ブレーキの調整状態を確認したか(開放時の隙間・制動状態)							
ブレーキドラムに偏摩耗・損傷はないか							
各作動部にグリースが給油されているか(給油配管の確認)							
ピン・ボルトの取付状態に異常はないか							
カップリングボルト、皮リングに異常はないか							
基礎ボルト等が弛んでいないか(モーター含む)							
動作時に異常はないか(異音・振動)							
<b>減速機</b>							
ケーシングの外観に異常はないか(亀裂・油洩れ)							
各軸受に異常はないか							
歯面に異常はないか(潤滑油切れ・偏摩耗・傷)							
潤滑油の状態(汚れはないか・量はあるか)							
エアブリーザーのフィルターを清掃したか							
基礎ボルト等が弛んでいないか							
動作時に異常はないか(異音・振動)							
<b>巻上ドラム</b>							
ドラムの外観に異常はないか(傷・案内溝の摩耗等)							
ドラムのフランジボルト等が弛んでいないか							
ワイヤーロープの径が27.9mm(23.2mm)以上あるか							
ワイヤーロープの形状及び巻取状態に異常はないか							
ワイヤーロープのロープエンドの増締めをしたか							
ワイヤーロープに潤滑油が十分塗布されているか							
軸受に異常はないか							
軸受取付ボルト等が弛んでいないか							
動作時に異常はないか(異音・振動)							
<b>開閉用ケーブルリール</b>							
キャブタイヤケーブルの巻き取り状態はよいか							
各取付部に異常はないか							
動作時に異常はないか(異音・振動)							
<b>走行装置</b>							
<b>スラスタブレーキ</b>							
ライニングの厚さが5mm以上あるか(偏摩耗はないか)							
ブレーキの調整状態を確認したか(開放時の隙間・制動状態)							
ブレーキドラムに偏摩耗・損傷はないか							
各作動部に給油したか							
ピン・ボルト・レバーの取付状態に異常はないか							
スラスタの油量を確認したか							
基礎ボルト等が弛んでいないか(モーター含む)							
動作時に異常はないか(異音・振動)							
<b>減速機</b>							
ケーシングの外観に異常はないか(亀裂・油洩れ)							
各軸受に異常はないか							
歯面に異常はないか(潤滑油切れ・偏摩耗・傷)							
潤滑油の状態(汚れはないか・量はあるか)							
エアブリーザーのフィルターを清掃したか							
基礎ボルト等が弛んでいないか							
動作時に異常はないか(異音・振動)							

点 検 項 目	点 検 結 果						記 事
	異常なし	計測値	給油	調整	交換	要観察	
<b>走行装置</b>							該当する欄にレ点をマークする事。
開放ギヤー							
歯面に異常はないか(潤滑油切れ・偏摩耗・傷)							
潤滑油を塗布したか							
走行時に異常はないか(異音・振動)							
<b>車軸及び車輪他</b>							
駆動長軸の各軸受の取付ボルトが弛んでいないか							
ユニバーサル継手及び各軸受の給油状態を確認したか							
割型カップリングのボルトを増締めしたか							
車輪フランジ及び踏面に異常な摩耗や損傷はないか							
駆動軸・従動軸に異常はないか(損傷・曲がり)							
車輪用軸受取付ボルトが弛んでいないか							
エンドバッファの損傷, ボルトの弛みはないか							
走行時に異常はないか(異音・振動)							
<b>横行装置</b>							
スラスタブレーキ							
ライニングの厚さが5mm以上あるか(偏摩耗はないか)							
ブレーキの調整状態を確認したか(開放時の隙間・制動状態)							
ブレーキドラムに偏摩耗・損傷はないか							
各作動部に給油したか							
ピン・ボルト・レバーの取付状態に異常はないか							
スラスタの油量を確認したか							
基礎ボルト等が弛んでいないか(モーター含む)							
動作時に異常はないか(異音・振動)							
<b>減速機</b>							
ケーシングの外観に異常はないか(亀裂・油洩れ)							
各軸受に異常はないか							
歯面に異常はないか(潤滑油切れ・偏摩耗・傷)							
潤滑油の状態(汚れはないか・量はあるか)							
エアブリーザーのフィルターを清掃したか							
基礎ボルト等が弛んでいないか							
走行時に異常はないか(異音・振動)							
<b>車軸及び車輪他</b>							
車輪フランジ及び踏面に異常な摩耗や損傷はないか							
駆動軸・従動軸に異常はないか(損傷・曲がり)							
車輪用軸受取付ボルトが弛んでいないか							
スプリングバッファに異常はないか							
走行時に異常はないか(異音・振動)							
<b>横行レール</b>							
外観及び踏面に異常はないか(溶接部の亀裂等)							
レールエンドのストッパーに異常はないか(亀裂・損傷)							
エンドバッファの損傷, ボルトの弛みはないか							
<b>ケーブルドラム</b>							
キャブタイヤケーブルの巻き取り状態はよいか							
各取付部に異常はないか							
走行時に異常はないか(異音・振動)							
<b>走行レール</b>							
ランウェイに異常はないか							
外観及び踏面に異常はないか							
締め付けボルトが弛んでいないか							
防振ゴムがレールの底部からはみ出していないか							
レールエンドのストッパーに異常はないか(亀裂・損傷)							
<b>ガーター及びサドル等</b>							
ガーター及びサドルに異常はないか(亀裂・損傷)							
サドルの取付ボルトが弛んでいないか							
点検歩廊・手摺等の取付ボルトが弛んでいないか							
点検歩廊・手摺等に損傷はないか							
安全ネット・ワイヤーロープ・カラビナ等に損傷・欠損はないか							
安全ネットのワイヤーロープに潤滑油を塗布したか							
クレーンの型式プレートが付いているか							

# バケット（D）月例点検表

## 参考

No. 3

点検項目	点検結果					
	異常なし	計測値	給油	調整	交換	要観察 要修理
<b>バケット本体</b>						
センターフレームの外観の異常／変形・亀裂・油洩れはないか						
センターフレーム内を清掃したか						
クロー(シェル)の異常／変形・亀裂・破損はないか						
クローの爪先(シェルの爪)に摩耗・破損はないか						
プロテクターの異常／変形・亀裂・破損はないか						
タイヤバッファの異常／変形・破損・脱落はないか						
ピン・ボルトナット・プレート等の異常／摩耗・変形・弛みはないか						
ピン・ボルトナット・プレート等へ潤滑油が給油されているか						
<b>油圧シリンダー</b>						
油圧シリンダーの異常／油洩れ・変形・破損はないか						
油圧シリンダー用高圧ホースの異常／油洩れ・破損はないか						
油圧シリンダーカバーの異常／変形・破損はないか						
<b>吊り金具</b>						
吊り枠の異常／摩耗・亀裂・破損はないか						
イコライズブラケットの異常／摩耗・変形・亀裂・破損はないか						
吊りチェーン及び shackles の異常／変形・亀裂・破損はないか						
吊りチェーン及び shackles の径が32.4mm(23.4mm)以上あるか						
開閉用キャブタイヤ固定金具の異常／ボルトの弛み・変形・破損はないか						
キャブタイヤ用チェーン及び shackles の異常／摩耗・破損・弛みはないか						
<b>ワイヤーロープ</b>						
ワイヤーロープの径が27.9mm(23.2mm)以上あるか						
ワイヤーロープの取付部に異常はないか／シンプル及びワイヤー端末						
ワイヤーロープの異常／キンク・潰れ・素線切れはないか						
<b>油圧ユニット(静止時の確認)</b>						
作動油の油量はあるか						
作動油の汚れはないか						
油洩れはないか						
ボルトの弛み・脱落はないか						
リターンフィルターが汚れていないか						
高圧ホースの異常／油洩れ・破損はないか						
配管の異常／油洩れ・亀裂はないか						
エアブリーザーのフィルターを清掃したか						
<b>油圧ユニット(動作時の確認)</b>						
油洩れはないか						
ポンプリリーフ設定圧力を確認したか／17.5MPa						
ラインリリーフ設定圧力 / 25.0MPa						
電磁弁の異常／異音・発熱はないか						
油圧ポンプの異常／異音・発熱・振動はないか						
電動機の異常／異音・発熱・振動はないか						
チェーンカップリングカバーが空回りをしないか／潤滑油・取付ボルトは						
開閉時間の計測／開動作 13.0 秒	開時間					秒
開閉時間の計測／閉動作 19.0 秒	閉時間					秒
動作時の異常／異音・振動はないか						
<b>&lt;記事&gt;</b>						
油温	55℃					
油量	31.0					
各温度の標準油面位置(バケット開状態)						
40℃	30℃	20℃	10℃			
60℃目盛位置	44℃目盛位置	28℃目盛位置	12℃目盛位置			

# 【参考】

## ごみクレーン月例点検表

号機 月分

点検者			

令和 年 月 日 天候

名称	点検項目	保護、開閉、横行、巻上開閉
給電	ケーブルキャリア、リールの円滑な動作	レ
	ケーブルの折損、破損、被覆の異常	レ
	各部の締め付けの緩み	レ
保護制御盤	MCB、ELBの動作	レ
	計器の指示、保護リレーの設定、PT、CTの異常	レ
	アークシュートの接触片接点の荒れ、損耗状態	レ
	接触器の加熱、異音	レ
	補助接点の異常	レ
	トランスの加熱、異音	レ
	各部の締め付けの緩み	レ
	真空接触器各部の緩み	レ
操作盤等	計重装置の異常	レ
	押し釦の動作表示の球切れ、計器指示の異常	レ
	電話の異常	レ
	各部の締め付けの緩み	レ
警報	フィットスイッチの取付、警報音の鳴動	レ
コントローラ	操作機構の円滑な動作	レ
	ハンドル等の摩耗、異常	レ
	カムスイッチの動作	レ
	各部の締め付けの緩み	レ
抵抗器	グリットの亀裂、異常	レ
	絶縁物、端子、接続部の異常	レ
	冷却ファンの動作	レ
電動機	ブラシの摩耗、スリップリングの接触面の異常	レ
	異音、加熱、振動	レ
リミットスイッチ	スプロケット、ホイール、アームの円滑な動作	レ
	端子部の汚損、損傷、各部の締め付け	レ
スラスト	操作機構の円滑な動作	レ
	異音、加熱、油量	レ
照明	球切れ、異常	レ
HDC	フィルタ清掃(3ヶ所) 3、6、9、12月	レ
	非常停止の動作	レ
備考	点検バケット【Aバケット】	

# 【参考】 絶縁抵抗測定 (MΩ) 対接地間

◎ 100MΩ以上はチェック

負荷名称		端子番号					
1	幹線	XR1	レ	XS1	レ	XT1	レ
2	主回路	XR2	レ	XS2	レ	XT2	レ
3	動力回路	XR3	レ	XS3	レ	XT3	レ
4	巻上下回路	XR12	レ	XS12	レ	XT12	レ
5	開閉回路	XR22	レ	XS22	レ	XT22	レ
6	横行回路	XR32	レ	XS32	レ	XT32	レ
7	走行回路	XR42	レ	XS42	レ	XT42	レ
8	照明トランス一次	XL111	レ	XL112	レ		
9	照明トランス二次	XL113	レ	XL115	レ		
10	制御トランス一次	XL121	レ	XL122	レ		
11	制御トランス二次	XL124	レ	XL125	レ		
12	コンセント	XL130	レ	XL131	レ		
13	水銀灯	XL138	レ	XL140	レ		
14	パトライト	XL139	レ	XL142	レ		
15	制御回路	XL134	レ	XL135	レ		
16	巻上モーター一次	XU100	レ	XV100	レ	XW100	レ
17	巻上モーター二次	XR106	レ	XR116	レ	XR126	レ
18	直流ブレーキ	XB11	レ	XB12	レ	XB13	レ
19	開閉モーター	XU200	レ	XV200	レ	XW200	レ
20	トルクモーター	XU150	レ	XV150	レ	XW150	レ
21	ブレーキ	XU160	レ	XV160	レ	XW160	レ
22	ファンモーター	XU170	レ	XV170	レ	XW170	レ
23	横行モーター一次	XU300	レ	XV300	レ	XW300	レ
24	横行モーター二次	XR304	レ	XR314	レ	XR324	レ
25	スラストブレーキ	XU310	レ	XV310	レ	XW310	レ
26	走行モーター一次	XU400	レ	XV400	レ	XW400	レ
27	走行モーター二次	XR404	レ	XR414	レ	XR424	レ
28	スラストブレーキ	XU410	レ	XV410	レ	XW410	レ
29	抵抗器冷却ファン	XU500	レ	XV500	レ	XW500	レ
バケット開閉時間		開時間	〇〇	秒	閉時間	〇〇	秒
		実施日	年 月 日				

ブラシ測定表(単位mm)

<走行>

S	6	6	6
B	6	6	6

<横行>

S	6	6	6
B	6	6	6

<巻上>

6	6	6
6	6	6
6	6	6
6	6	6

M  
B

\*ブラシはブラシホルダ以下で交換

MCカウンター			
	当月	前月	差引
111MC	10	1	9
112MC	20	2	18
113MC	30	3	27
114MC	40	4	36
115MC	50	5	45
311MC	60	6	54
312MC	70	7	63
313MC	80	8	72
411MC	90	9	81
412MC	100	10	90
413MC	110	11	99

荷重計校正

	調整前	調整後
ゼロ	-0.20	0.00
スパン	6.60	6.80
基準校正値 6.80 <sup>ト</sup>		



【参考】

投入扉 3 ヶ月点検表 令和 年 月 分

令和 年 月 日

技管係長	施設係長	係員	点検者

油 圧 ユ ニ ッ ト	点 検 項 目		異常の 有・無	電 流 (A)	油 圧 (kg/cm <sup>2</sup> )	備 考
		油圧ポンプ	No. 1		11.5~14.5	
		No. 2		13.0~16.5	9~22.8	
	タ ン ク		本 体	油 量	油温(°C)	
	ユニット廻り		油漏れ	電磁弁類	ラインフィルタの汚れ	
	配管：その他					
バル ブ ユ ニ ッ ト 廻 り	点 検 項 目		異常の 有・無	備 考		
	電 磁 弁 類					
	高 圧 ホ ー ス					
	油 圧 配 管					
扉 本 体 油 圧 シ リ ン ダ	点 検 項 目		異常の 有・無	備 考		
	扉 本 体					
	油 圧 シ リ ン ダ ー					
	高 圧 ホ ー ス					
	油 圧 配 管					

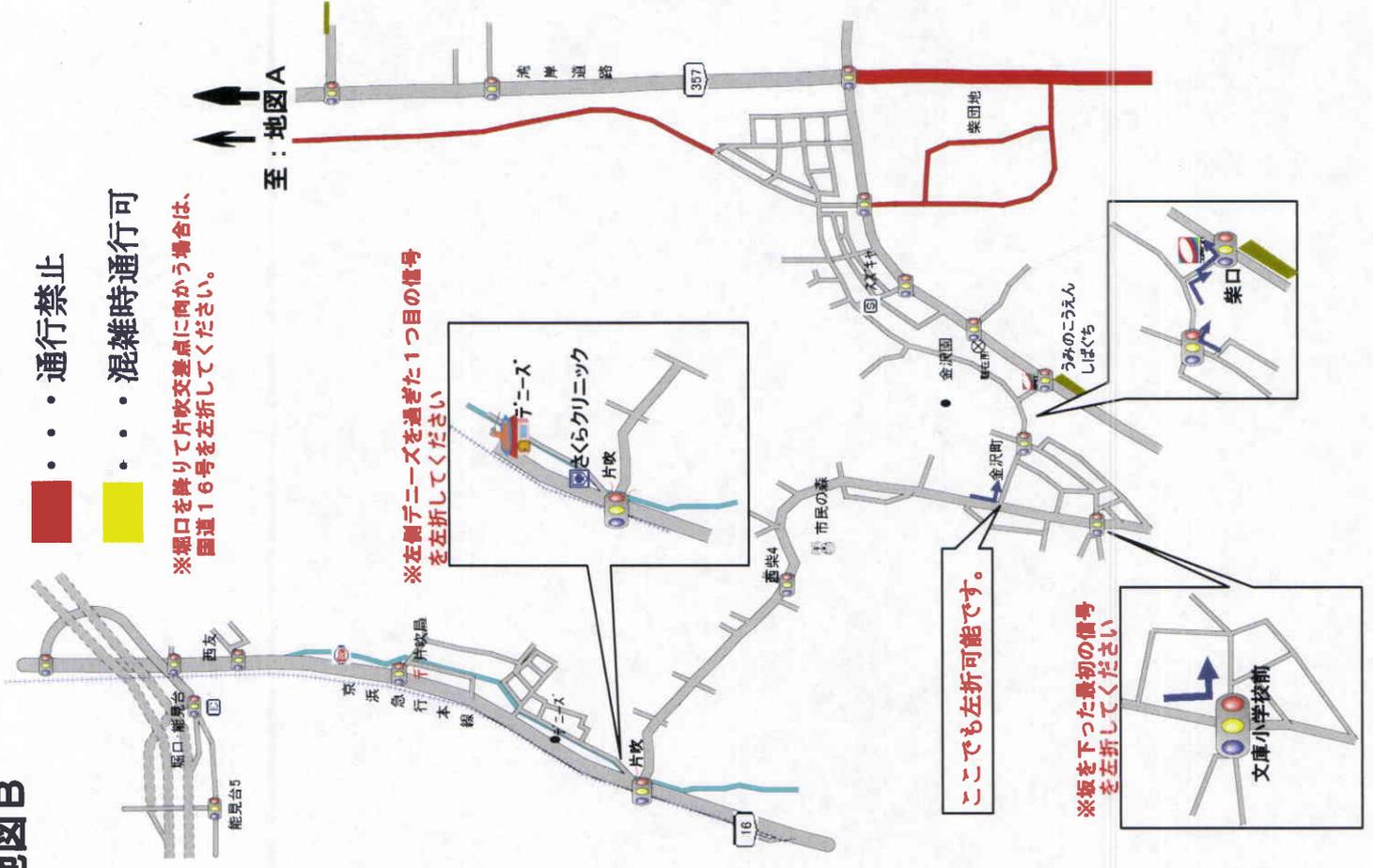
レ:異常なし

△:要注意

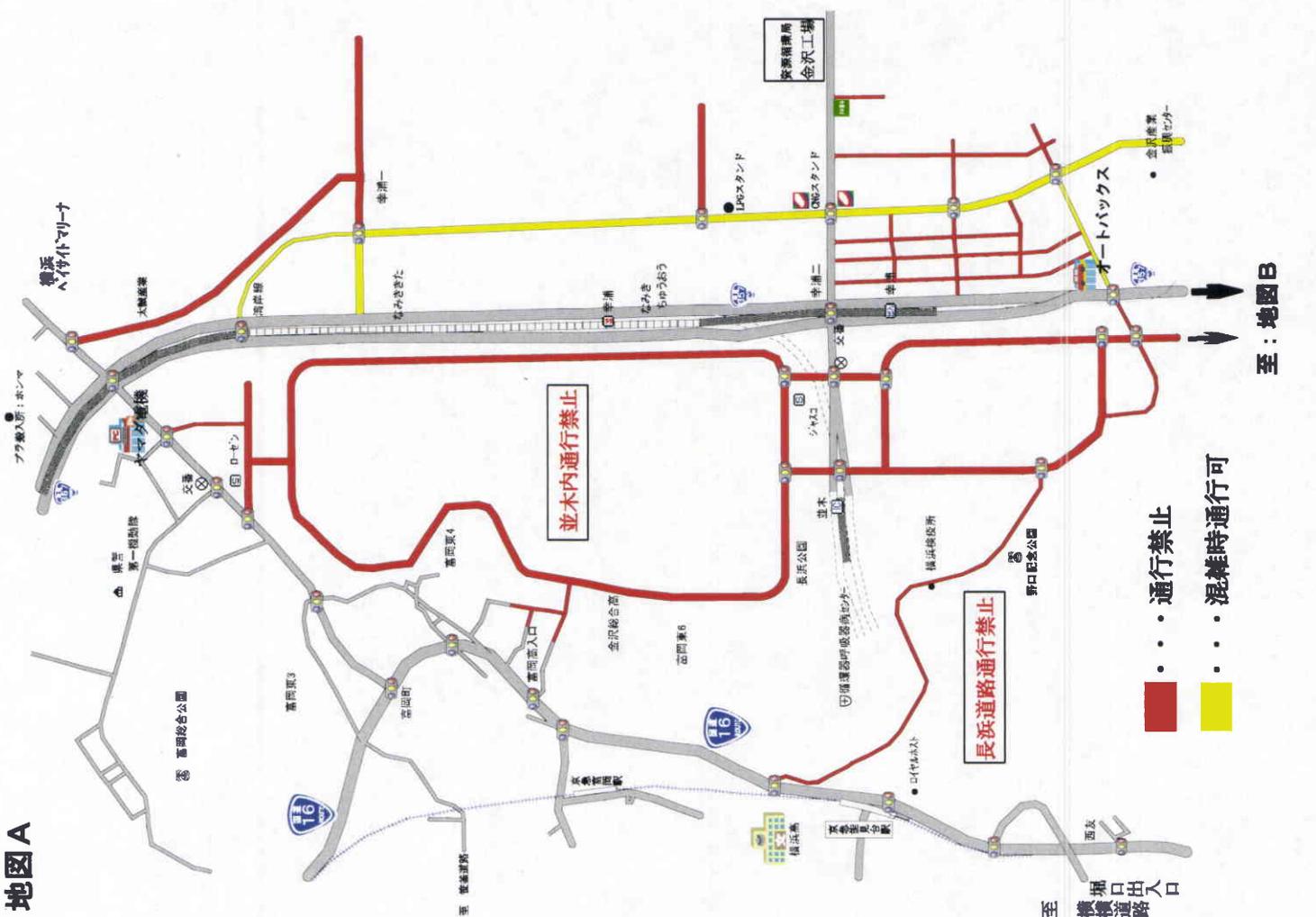
×:要修理

※油圧ユニット・バルブユニット廻りの清掃、増締めを行うこと。

地図B



地図A



## 事故における対応について（委託業者）

<大まかな流れ>

事故発生



事故状況の把握



連絡体制の維持



当日の報告

<具体的取組事項>

- 業務従事者は、速やかに現場責任者に報告する。
- 現場責任者は、事故の規模に関わらず、本市へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

- 事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。

<把握したい内容>

- ・発生日時・場所
- ・人身、物損の別
- ・発生原因の概要
- ・相手方の名前、年齢（生年月日）、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・当方の運転手の名前、年齢（生年月日）、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・搬送された病院、付添い人
- ・警察関係→事情聴取
- ・現場の対応→警察、病院、現場の状況
- ・当日の作業への影響など
- ・現場写真

○連絡体制の維持

- ・現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- ・病院での診断結果、相手方の家族との話など

○ 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、本市に連絡し、調整する。

- ・本市に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況等を取りまとめ、事故の状況を本市に書面で報告する
- ・ドライブレコーダーのデータを本市に提出する。

※特に重大な事故の場合は、記者発表等をする可能性があるため、責任者等は待機していただくこともあります。

# 交通事故報告書

委託件名 \_\_\_\_\_

業者名 \_\_\_\_\_

事故発生日時	令和 年 月 日 曜日 時 分頃 天候		
事故発生場所 (住所等)			
当 方		相 手 方	
運転手 又は 当事者	(氏名)  歳	運転手 又は 当事者	(氏名)  歳
同乗し ていた 職 員	(氏名)  歳	(会社名)  所在地 電話番号	
車 両 番 号		車両番号 車種	
被 害 程 度 (破損状況 怪我状況)		被 害 程 度 (破損状況 怪我状況)	
立 会 従業員		立 会 警察官	
処理及び その後の 交渉経過			
指導及び 職場への 周知等			

(事故概要)

速度	当社	Km/h	(制限速度	Km/h)	相手	Km/h	(制限速度	Km/h)
----	----	------	-------	-------	----	------	-------	-------

(相手意見)

(現場見取図) (注) 道路幅、標識等を記入すること。

上記のとおり報告いたします。

令和 年 月 日

印

受託者名

作業運転日報

燃やすごみ中継輸送業務委託（保土ヶ谷輸送）

<別添6>

変更の可能性あり

年 月 日 ( 曜日 ) 天候 車両番号

責任者	担当
-----	----

回 転 数	運転手名	積込時間		運搬時間		運搬先	コンテナ 番号	有料道 路利用		搬入施設での 正味重量	事業所等発着時間	【特記事項】
		始	了	始	了			往路	復路			
1		始	了	分	分	鶴見・金沢 都筑・旭	H —	往路		t	発	鶴見工場 運搬回数
2		始	了	分	分	鶴見・金沢 都筑・旭	H —	往路		t	:	旭工場 運搬回数
3		始	了	分	分	鶴見・金沢 都筑・旭	H —	往路		t	:	金沢工場 運搬回数
4		始	了	分	分	鶴見・金沢 都筑・旭	H —	往路		t	着	都筑工場 運搬回数
5		始	了	分	分	鶴見・金沢 都筑・旭	H —	往路		t	分	有料道路利用状況
6		始	了	分	分	鶴見・金沢 都筑・旭	H —	往路		t		鶴見工場 利用回数
7		始	了	分	分	鶴見・金沢 都筑・旭	H —	往路		t		旭工場 利用回数
8		始	了	分	分	鶴見・金沢 都筑・旭	H —	往路		t	0	金沢工場 利用回数
合 計		分	分	分	分	特記事項欄へ 合計数を記入		特記事項欄へ 合計数を記入		t	0	都筑工場 利用回数

※各工場への往復利用で1回とする。  
片道利用は0.5回とする。

点検箇所	点 検 内 容	距離メーター	km
燃 料	油量・漏れ	作業終了時	km
潤滑油	油量・漏れ	作業開始時	km
冷却水	ホース傷・水量・漏れ	走行距離	km
エンジン	排気ガスの色・異音		
ブレーキ	磨代・油量・効き具合		
サイド	引き台		
クラッチ	すべり・油量		
ハンドル	遊び・がた		
計器類	充電ランプ オイルチャージランプ		
灯火類	点灯・明るさ・ テールストップ		
方向指示器	点滅具合		
ワイパー	動き・はげの 当たり具合		
警報器	鳴るか・ 小さくないか		
ミラー	割れ・くもり		
バック	向き・固定度		
スプリング	損傷・リボルト のゆるみ		
タイヤ	磨耗・空気圧・ ナットのゆるみ		
機械操作	異音		
ダンク	上昇下降・油漏れ		
携帯品	免許証・車検証		

保土ヶ谷工場における燃やすごみ運搬業務委託作業運転月報 <別添7>

変更の可能性あり

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分 \_\_\_\_\_ 全車合計

受託者名

日数	鶴見工場		旭工場		金沢工場		都筑工場		タイヤ 交換本数
	回数	有料道路利用回数	回数	有料道路利用回数	回数	有料道路利用回数	回数	有料道路利用回数	
計									

【記載上の注意点】

※ 翌月の7日までに、本市担当者まで提出すること。

## 適用する仕様書等(委託)

## 1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとします。

適用	名称	改定年月
<input type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和元年 8月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局工場構内作業基準	平成30年 4月
<input type="checkbox"/>	資源循環局処分場・排水管理構内作業基準	平成30年 4月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局各施設構内作業基準	平成30年 4月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	平成28年 7月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	平成28年 7月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	平成28年 7月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年 5月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年 5月
<input checked="" type="checkbox"/>	個人情報取扱特記事項 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	平成27年10月
<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
<input type="checkbox"/>	前金払に関する特記事項 本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができます。	

## 2 入手先

仕様書は以下の市ホームページ上にて公開していますのでダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>

## 3 適用する委託契約約款

本委託は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市委託契約約款を適用することとします。